

1 財政分析編

1-1 決算の状況及び課題

(1) 歳入・歳出（フロー）に関するポイント

- 歳入では、税収の80%以上を個人住民税と固定資産税が占め、比較的安定した構造となっています。しかし、個人住民税には個人所得の動向に左右されるという一面があるため、税収の安定には、産業の振興や雇用の安定が求められます。
一方、府内の市町村毎の税収の状況を見ると、税源が偏在しており、京都市周辺部とそれ以外の地域で大きな差が見られます。

- 地方交付税は、この税源の偏在をカバーし、どの地域でも最低限必要な行政サービスの水準を確保する役割を担っています。
しかし、交付税総額の確保は、その財源となる法定5税（所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税）だけで賄えない状況が続いています。そのため、国においては赤字国債、地方においては臨時財政対策債の大量発行が続けられており、後年度への負担の先送りとなっている点に注意が必要です。
また、今後の交付税総額の動向も不透明な状況にあり、景気を回復させ、税源を確保・涵養することが課題となっています。

- 歳出については、社会保障関連経費が10年前と比べるとおよそ1.25倍となっており、人件費や公債費を削減して、財源を捻出する手法にも限界がきている状態となっています。今後さらなる少子高齢化社会を見据えれば、社会保障の充実・安定化は必要不可欠であり、さらなる財源を確保することが課題となっています。

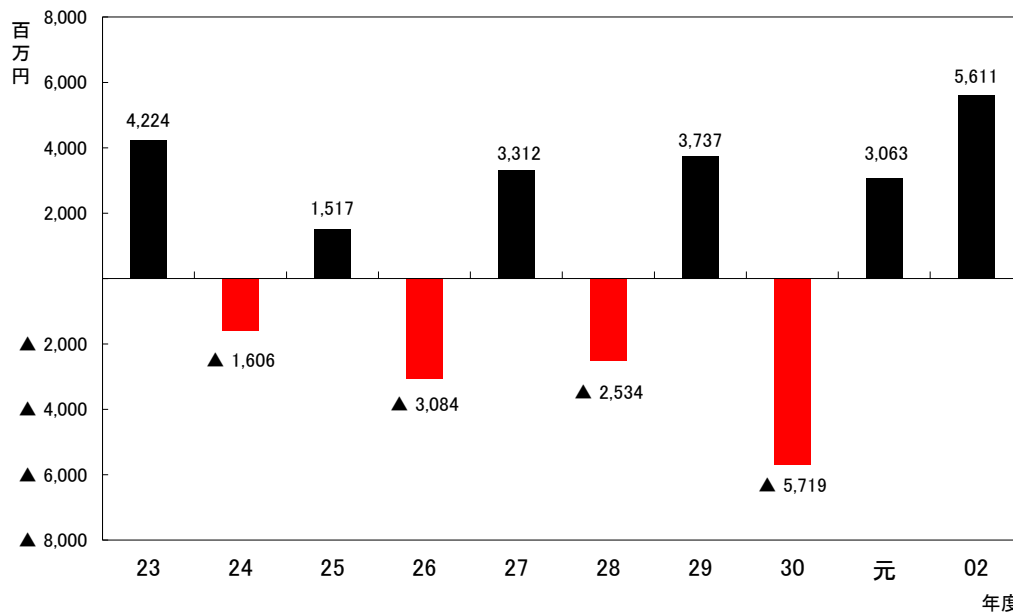
- 合併団体については合併特例期間中では地方交付税が一時的に多くなりましたが、平成27年度以降、地方交付税に関する特例措置（合併算定替）が段階的に縮減され、令和2年度に特例措置が終了しました。令和3年度からは全ての団体が一本算定となることから、財源確保や行財政改革の取組が引き続き重要となっています。

- 令和2年度決算においては、地方税の大幅減等、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う景気悪化の影響を大きく受けていることから、今後も引き続き状況を注視する必要があります。

(2) 決算収支

- 令和2年度においては、計画的な財政調整基金への積立や、繰上償還を行う団体が多く、令和元年度に続き黒字となりました。

資料1 実質単年度収支の推移（市町村計）

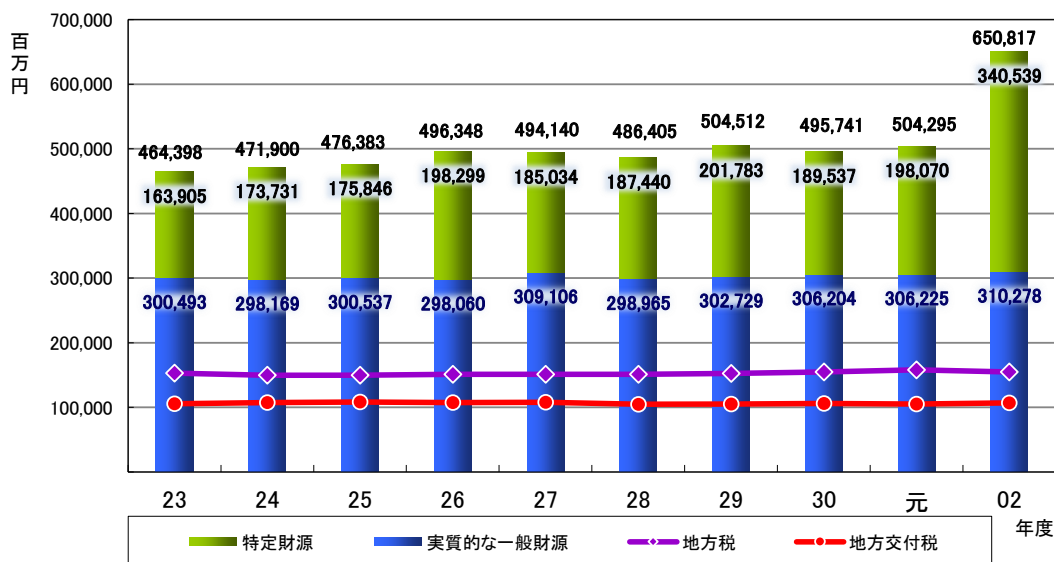


(※平成30年度に城陽市において、財政調整基金を大幅に取崩し(61億90百万円)、特定目的基金への積替えを行ったため、実質単年度収支は赤字となっていました、その影響がなくなったもの。)

(3) 歳入の状況

- 令和2年度は、特別定額給付金給付事業費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金の大幅な増加により、過去最大の歳入規模となりました。

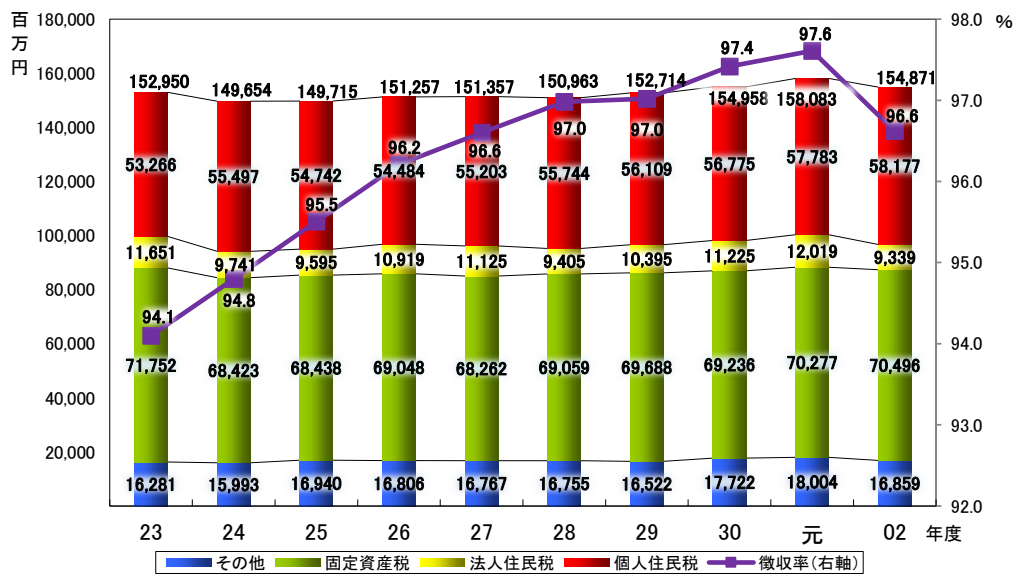
資料2-1 歳入の推移（市町村計）



- 税金は、平成19年度に所得税の税源移譲により大幅な増加が見られましたが、その後リーマンショックの影響等により減少し、近年はほぼ横ばいで推移しています。令和2年度は税制改正や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う景気悪化により、市町村民税（法人税割）が大幅な減となり、地方税全体でも減少となりました。

また、徴収率は各市町村の努力に加え、京都地方税機構が本格的な徴収業務を開始した平成22年度以降増加傾向にあったものの、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予により、減少となりました。

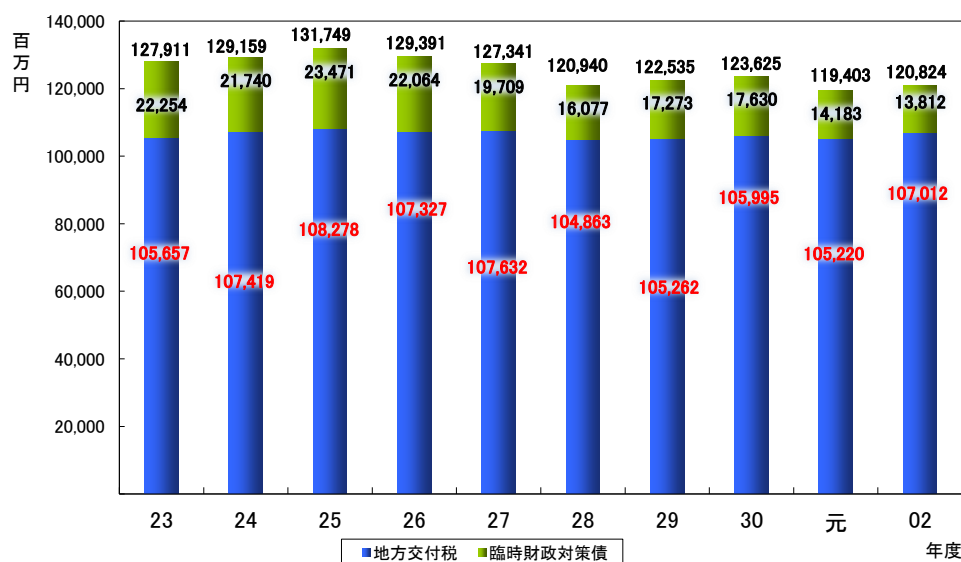
資料2-2 地方税と徴収率の推移



- 令和2年度地方交付税は、普通交付税が幼保無償化に伴う社会福祉費の増、地域社会再生事業費の創設等により増加し、特別交付税も除排雪経費の増等により増加しました。

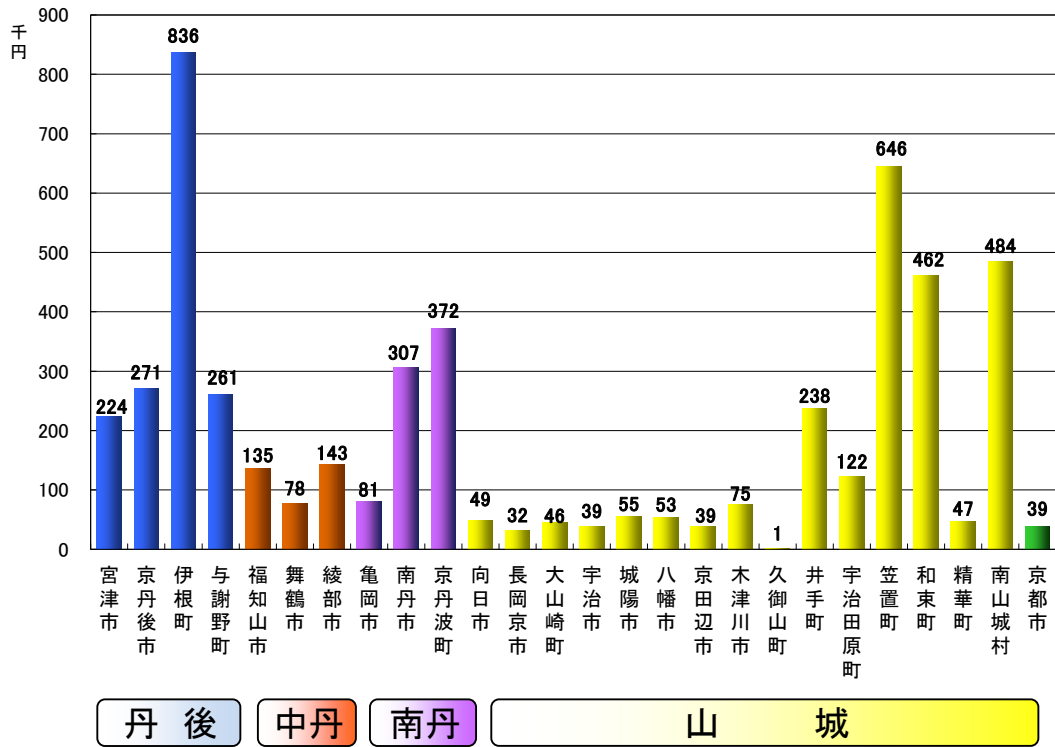
また、臨時財政対策債（後年度に全額交付税に算入）は減少したものの、地方交付税の増加により、実質的な地方交付税の総額（※）は増加となりました。

資料2-3 実質的な地方交付税額（臨時財政対策債含む）の推移



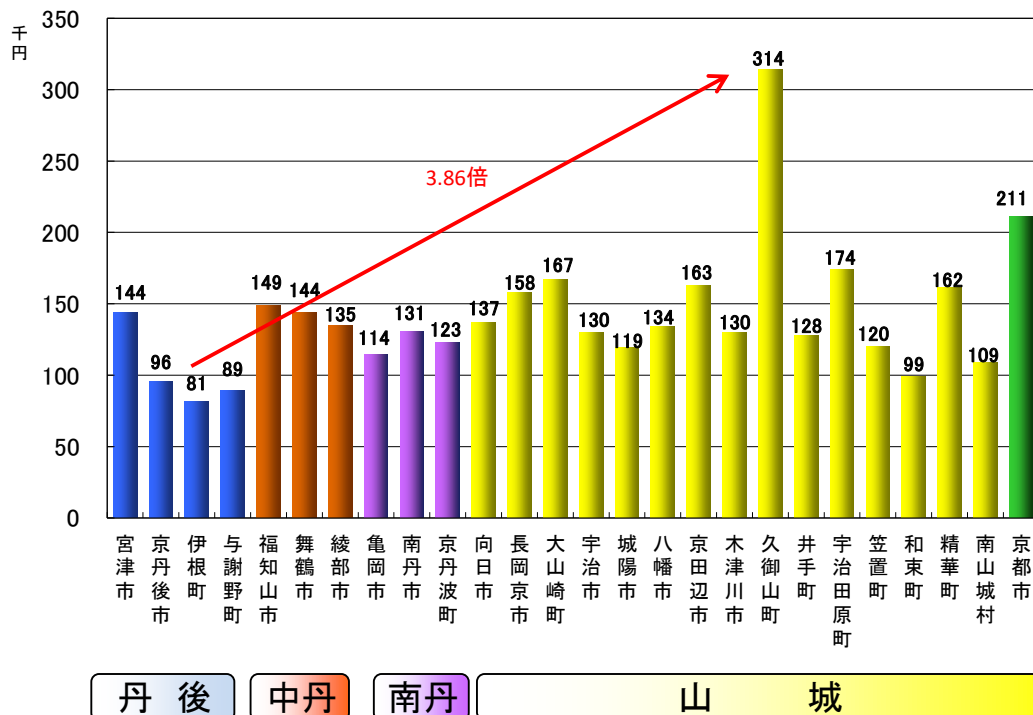
(※) 地方交付税+臨時財政対策債

資料2-4 人口1人当たり地方交付税



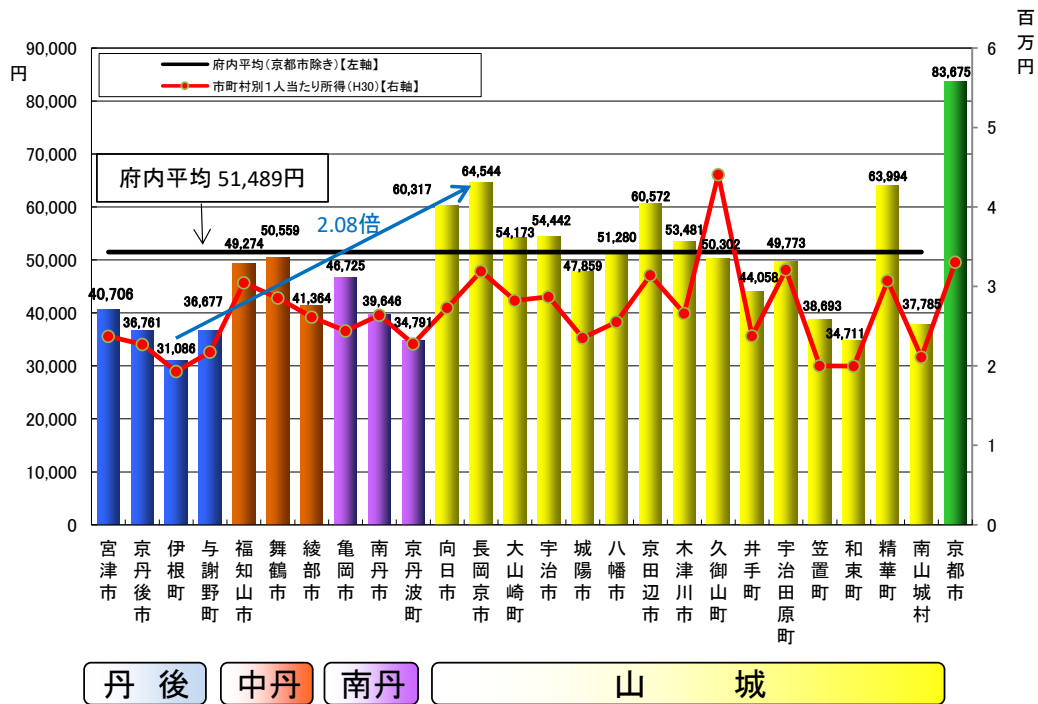
○ 人口1人当たり地方税は、自治体間で最大3.86倍の開きがあり、税源が偏在している状況が続いています。

資料2-5 人口1人当たり地方税



○ 人口1人当たり個人住民税は、域内の経済活動や所得と密接な関連が見られ、地域の経済力は人口減少や高齢化にも影響を受けます。このため、市町村が社会構造の変化に対応していくことが求められます。

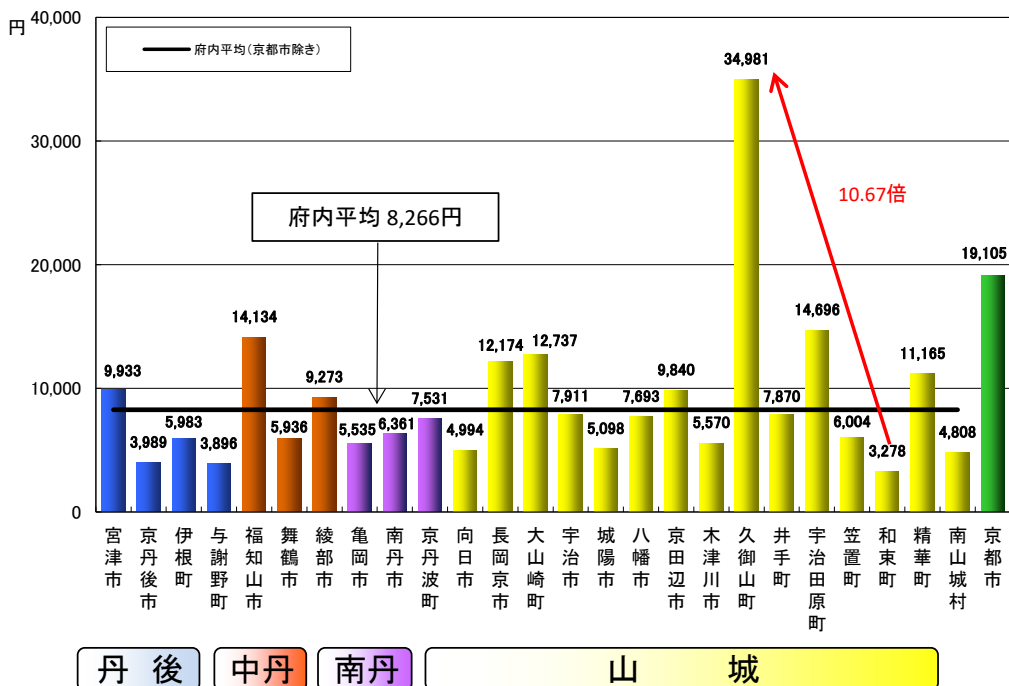
資料2-6 人口1人当たり個人住民税



※「市町村別1人当たり所得(H29)」は、「市町村民経済計算」を住基人口で除したものであり、個人所得の他に企業所得が含まれます。

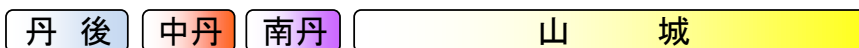
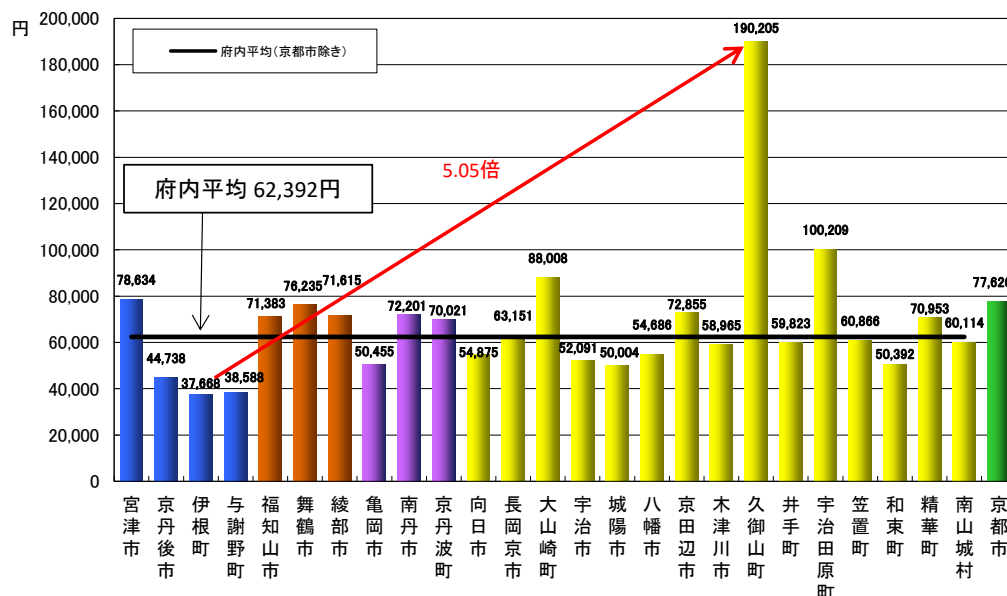
○ 人口1人当たり法人住民税は、自治体間で偏在が大きく、自治体間で最大10.67倍もの開きがあります。立地企業の業種や資本取引等にも大きく左右されることから、経年の推移を分析する必要があります。

資料2-7 人口1人当たり法人住民税



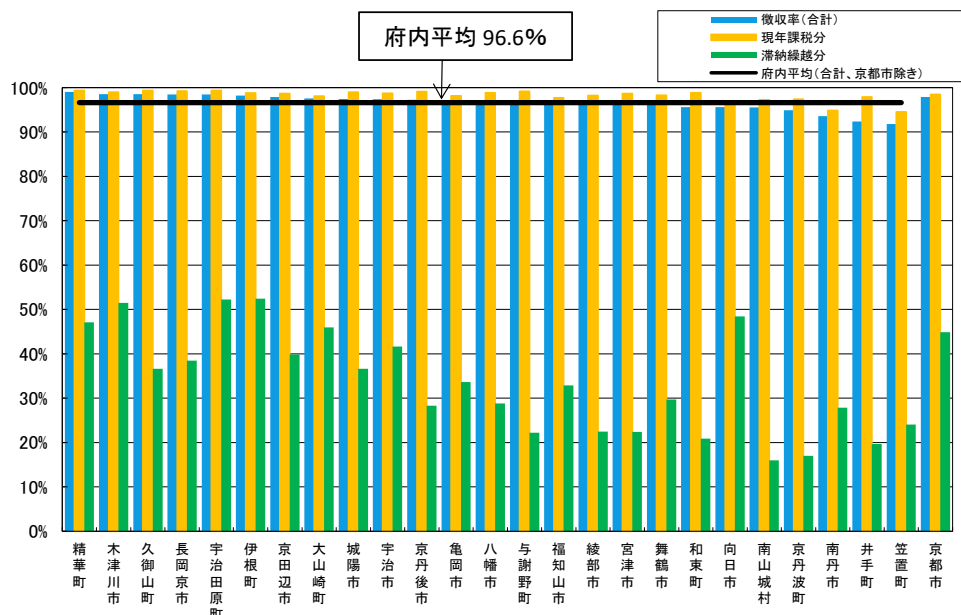
○ 人口1人当たり固定資産税は、企業分も含むため、工場や発電所などが多く所在する団体で高くなる傾向があります。

資料2-8 人口1人当たり固定資産税



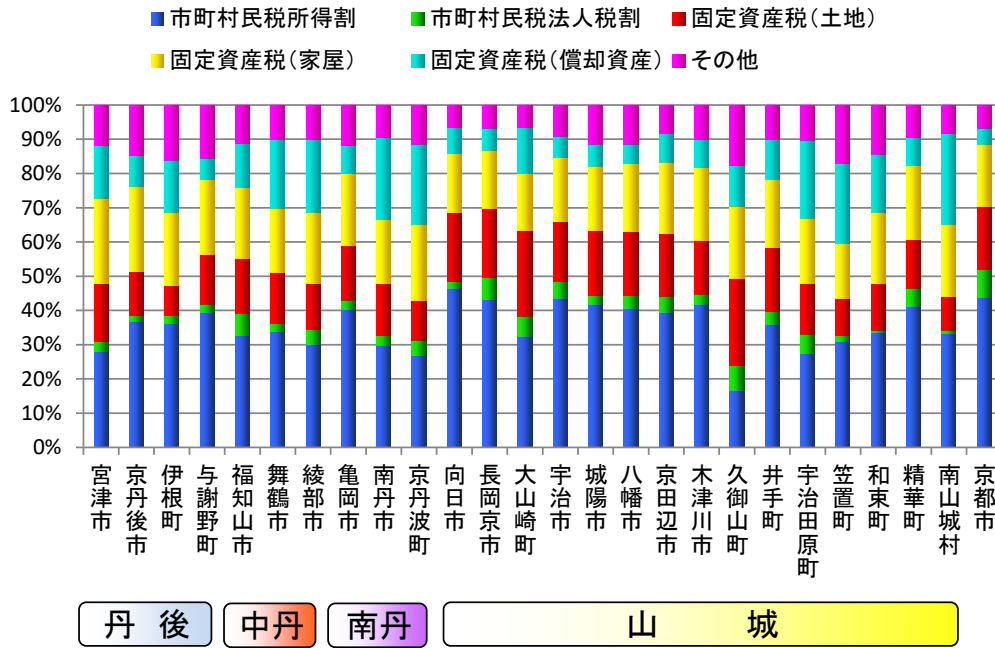
○ 市町村税の徴収率は、京都地方税機構の取組もあり、全体として増加傾向にありますが、大口滞納者の存在や不納欠損処分が遅れなどを要因として、小規模団体において徴収率が低い傾向にあり、引き続き滞納整理の強化への取組が必要です。

資料2-9 徴収率（現年課税分+滞納繰越分）



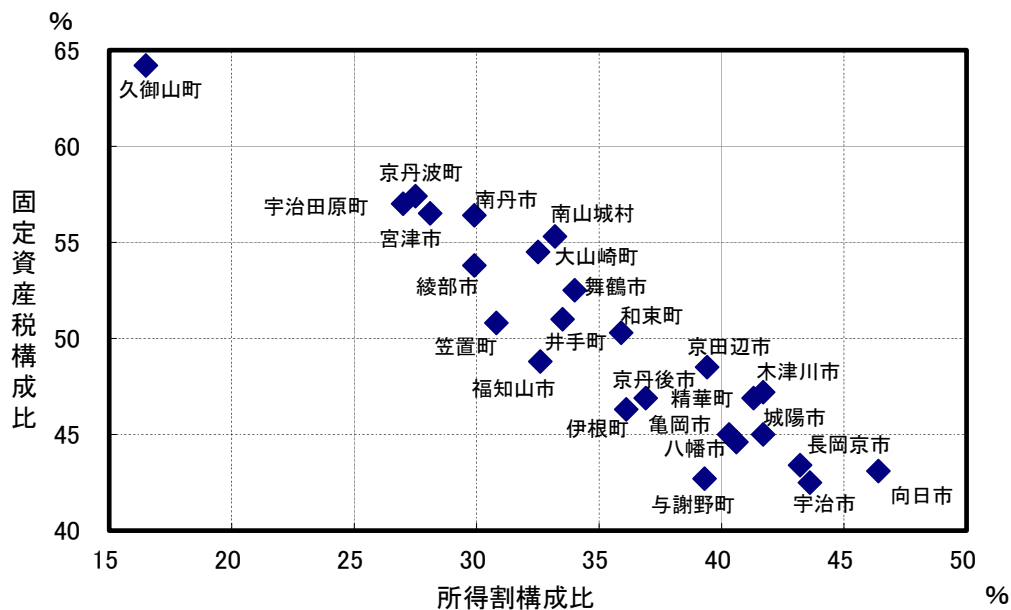
- 各市町村の税目別構成比を見ると、全ての府内の市町村において市町村民税所得割・市町村民税法人税割・固定資産税の3税目で税収の8割を超えています。工場や企業が立地する地域は法人税割の構成比が高く、京都市近郊等住民が多く居住する地域は所得割や固定資産税（土地）の構成比が高い傾向があります。

資料 2-10 各市町村税目別構成比



- 固定資産税と市町村民税所得割の構成比の分布を見ると、ベッドタウン等住民が多く居住している地域は所得割が大きいいため右下に、工場が多く立地している地域は固定資産税が大きいいため左上に立地している傾向があります。

資料 2-11 固定資産税と市町村民税所得割の構成比の分布図



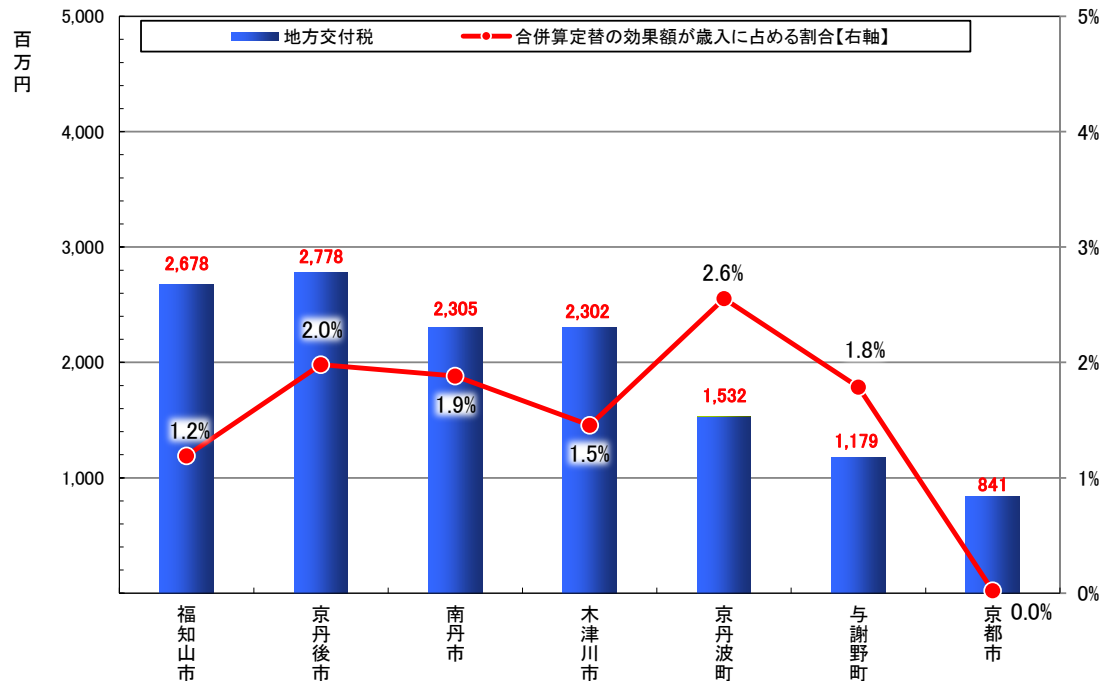
区 分	市 町 村 民 税		固定資産税		都市計画税		法人税割・合併特例による 不均一課税等の状況		
	法人均等割	法人税割	○は標準税率		制限税率 (0.3%)				
	○は標準税率 (倍)	○は標準税率 (6.0%) (%)	○は標準税率 (1.4%) (%)		制限税率 (0.3%) (%)				
京 都 市	○	(注1) 8.2	○	0.30	(注1) 法人税割6.0%(資本金等の額が3億円以下で、かつ、法人税額年1,600万円以下の法人)				
福 知 山 市	1.2	8.4	1.5	0.10					
舞 鶴 市	1.2	8.4	1.6	—					
綾 部 市	1.2	8.4	1.5	0.10					
宇 治 市	1.2	8.4	○	0.25					
宮 津 市	1.2	8.4	1.5	0.10					
亀 岡 市	1.2	8.4	1.5	0.10					
城 陽 市	1.2	8.4	○	0.25					
向 日 市	1.2	(注2) 8.4	○	0.25	(注2) 法人税割6.0%(資本金等の額が1億円以下の法人)				
長 岡 京 市	1.2	(注3) 8.4	○	0.25	(注3) 法人税割6.0%(資本金等の額が1億円以下の法人)				
八 幡 市	1.2	(注4) 8.4	○	0.30	(注4) 法人税割6.9%(資本金等の額が5億円未満の法人)				
京 田 辺 市	1.2	8.4	○	0.28					
京 丹 後 市	1.2	8.0	○	—					
南 丹 市	○	8.4	1.5	0.20					
木 津 川 市	1.2	8.4	○	0.15					
大 山 崎 町	1.2	(注5) 8.4	○	0.10	(注5) 法人税割6.0%(資本金等の額が1億円以下の法人)				
久 御 山 町	1.2	8.4	○	0.22					
井 手 町	1.2	8.4	○	0.25					
宇 治 田 原 町	1.2	8.4	○	—					
笠 置 町	1.2	8.4	○	—					
和 束 町	1.2	8.4	1.5	—					
精 華 町	1.2	8.4	○	0.25					
南 山 城 村	1.2	8.4	○	—					
京 丹 波 町	○	8.4	1.5	—					
伊 根 町	1.2	8.4	○	—					
与 謝 野 町	1.2	8.4	○	—					
標準税率	—	3	6.0%	0	1.4%	18	0.10%	5	都市計画税には制限税率があり、標準税率はありません。
超過税率	1.2倍	23	8.0%	1	1.5%	7	0.15%	1	
			8.2%	0	1.6%	1	0.20%	1	
			8.4%	20			0.22%	1	
							0.25%	6	
			不均一	5			0.28%	1	
						制限税率0.30%	2		
合計		26	26		26			17	

※個人住民税は、全団体一律 (均等割3,500円、所得割6% (※京都市は所得割8%))

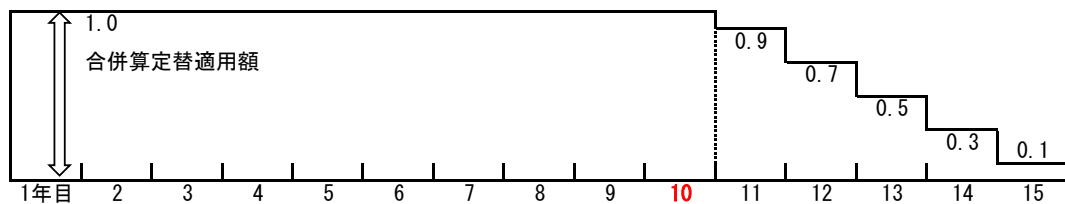
※軽自動車税は、全団体一律 (標準税率)

- 府内の合併団体は、合併後14～15年間は経過措置として一時的に地方交付税や臨時財政対策債が旧団体の合算分よりも下がらないようになっていました（合併算定替）が、合併算定替は令和2年度で全ての団体が終了し、令和3年度からは全ての団体が一本算定となることから、財源確保や行財政改革の取組が引き続き重要となっています。

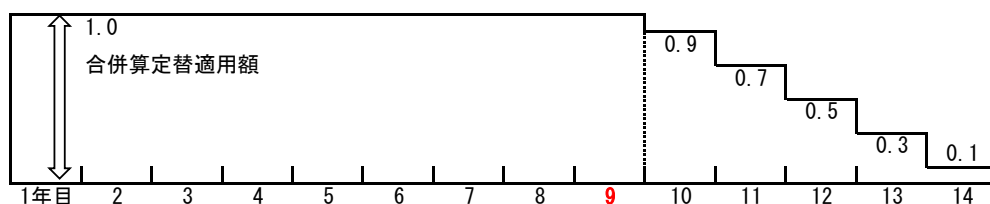
資料2-13 普通交付税における合併算定替の効果（H28～R2の5年間の累計）



※合併算定替の適用期間及び適用規模



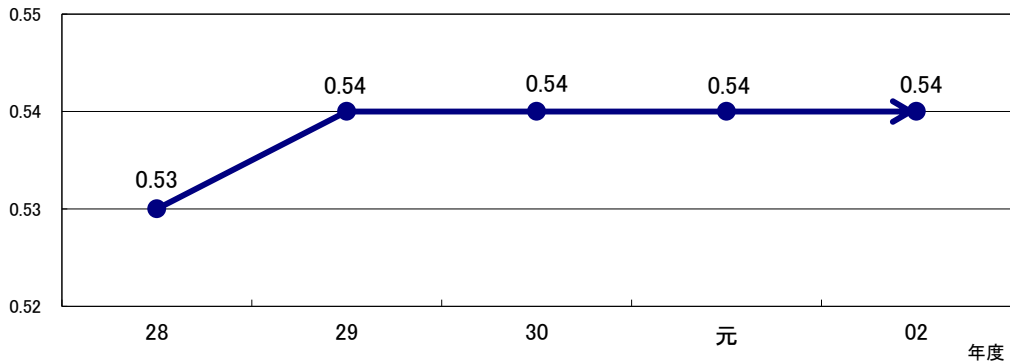
※合併後10年到来時期（旧合併特例法）
*4月1日に合併した団体の場合は、合併後11年到来時期
 H26年度・・・京丹後市（令和2年度から一本算定）
 H27年度・・・福知山市、南丹市、京丹波町、与謝野町、京都市（令和3年度から一本算定）



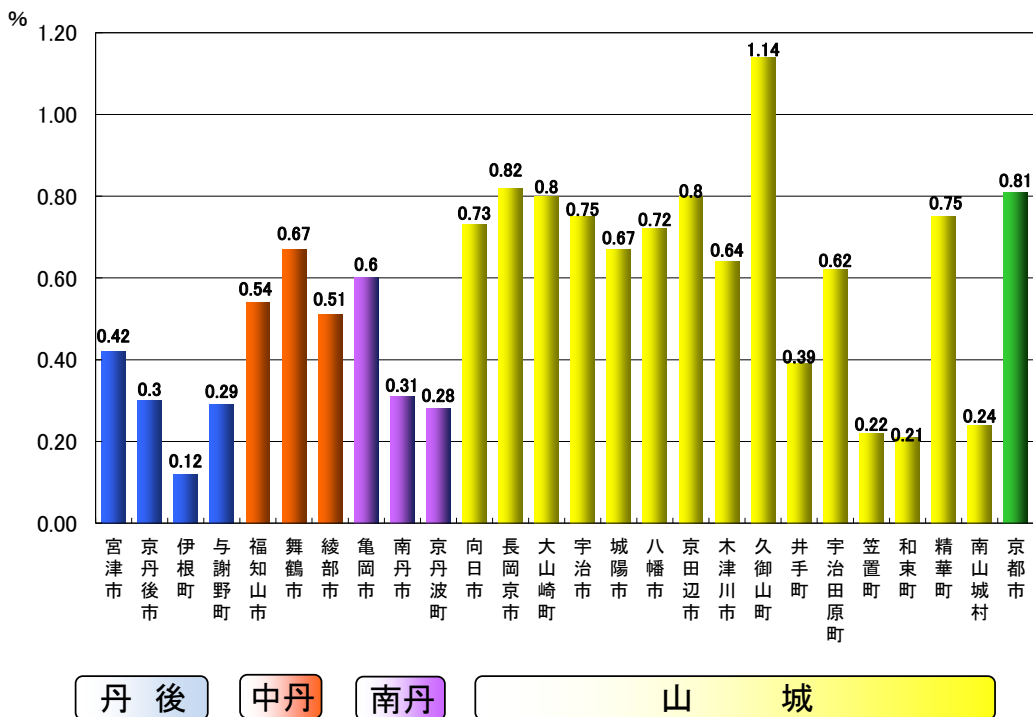
※合併後9年到来時期（合併特例法（H17.4.1施行））
 H27年度・・・木津川市（令和3年度から一本算定）

- 財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。あまり大きく変動する指標ではありませんが、不交付団体の久御山町や都市部で高い数値となっています。
- 一方で、過疎地域等の税収が低い地域は、財政力指数は低くなっており、税収が低い分、相対的に収入に占める普通交付税額の割合が高くなっています。

資料2-14 財政力指数の推移（京都市を除く府内市町村平均）



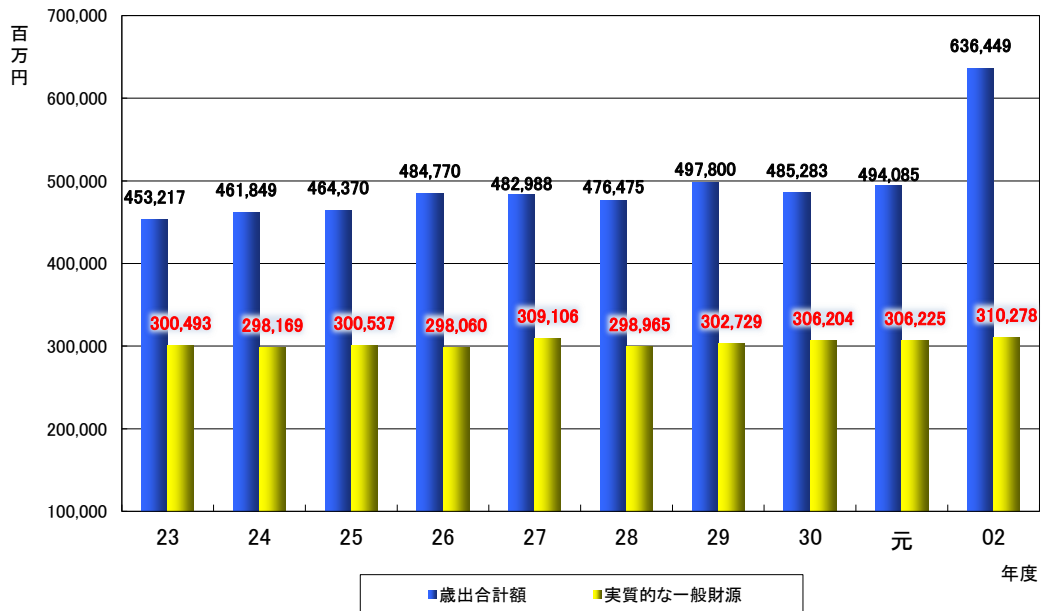
資料2-15 市町村財政力指数



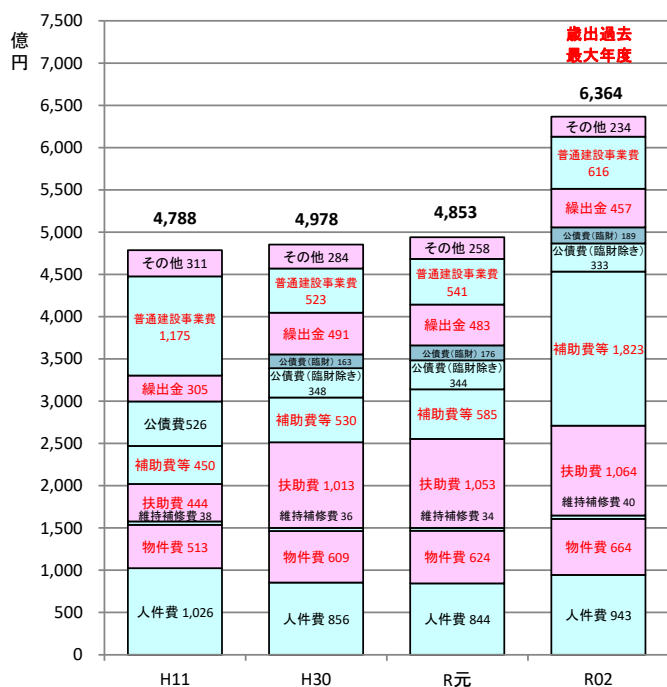
(4) 歳出の状況

- 令和2年度は、特別定額給付金給付金等の新型コロナウイルス感染症対策による補助費等の増をはじめ、庁舎整備（向日市、八幡市、京丹波町等）やG I G Aスクール構想の推進に係る小中学校のネットワーク環境の整備等による普通建設事業費の増等により、過去最大の歳出規模となりました。

資料3-1 歳出規模の推移



資料3-2 平成30・令和元・2年度と平成11年度の歳出決算額の比較

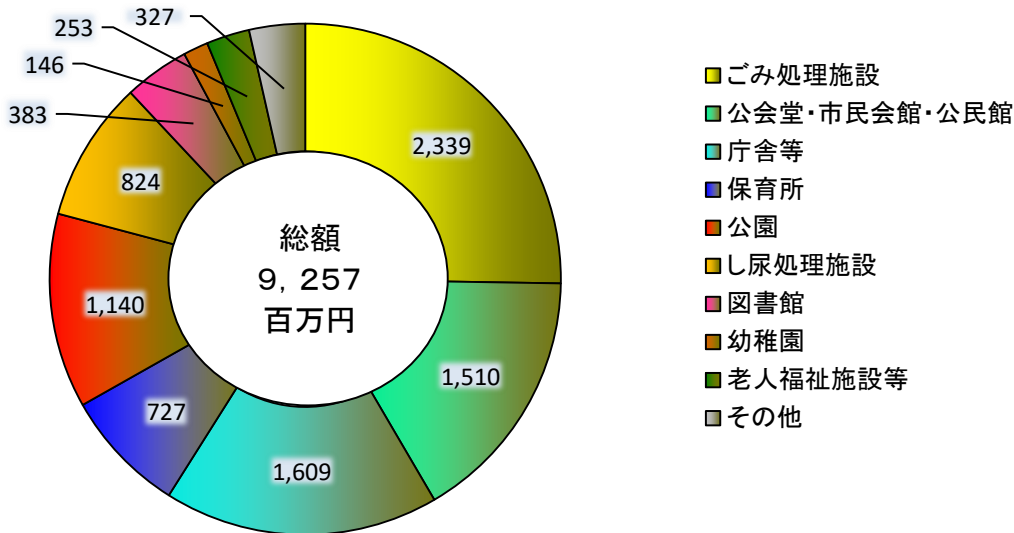


- 直近10年間を除けば過去最大規模であった平成11年度と比較すると、その内訳は大きく変化しています。
- 普通建設事業費は大きく減少していますが、扶助費、繰出金、物件費は大きく増加しています。
- 令和2年度は、特別定額給付金等新型コロナウイルス感染症対策の影響により、補助費等が大幅に増加しています。

※ 表示単位未満四捨五入のため、グラフ内で合致しない場合がある。

- 施設別の物件費で見ると、ごみ処理施設や、し尿処理施設といった衛生部門の物件費の負担が大きくなっています。
他にも、公会堂・市民会館・公民館といった公共施設や庁舎等、保育所等が大きくなっており、公共施設の適正管理や保育所の統廃合・民営化等が重要な財政課題となっています。

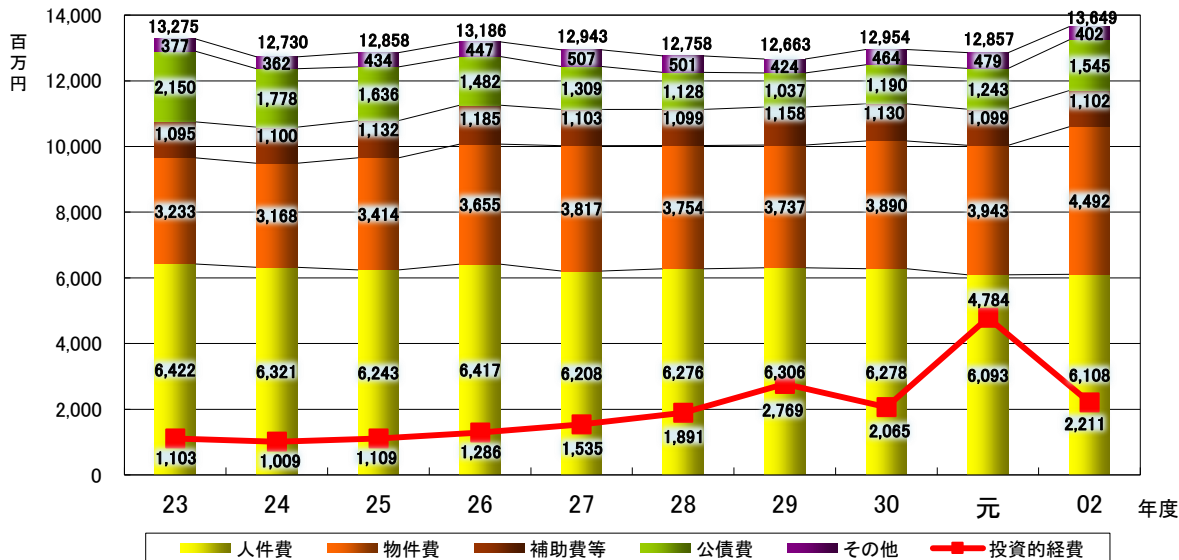
資料3-3 施設別の物件費（京都市を除く府内市町村計）（単位：百万円）



※施設に係る物件費であり、物件費総額とは一致しません。

- 一部事務組合の市町村負担金については、補助費等に分類されています。
公債費見合いの負担金の多くが、ごみ処理・し尿処理関係の一部事務組合への負担金であり、近年は減少傾向だったものの、令和2年度からごみ処理施設の更新事業に係る償還が開始されたことにより、上昇に転じました。
また、人件費見合いの負担金が減少し、物件費見合いの負担金が増加しているのは、一定、事務の委託化が進んでいるものと考えられます。
近年は、ごみ処理場の新設等により投資的経費が急激に増加していましたが、施設が完成したことにより、令和2年度は減少となりました。

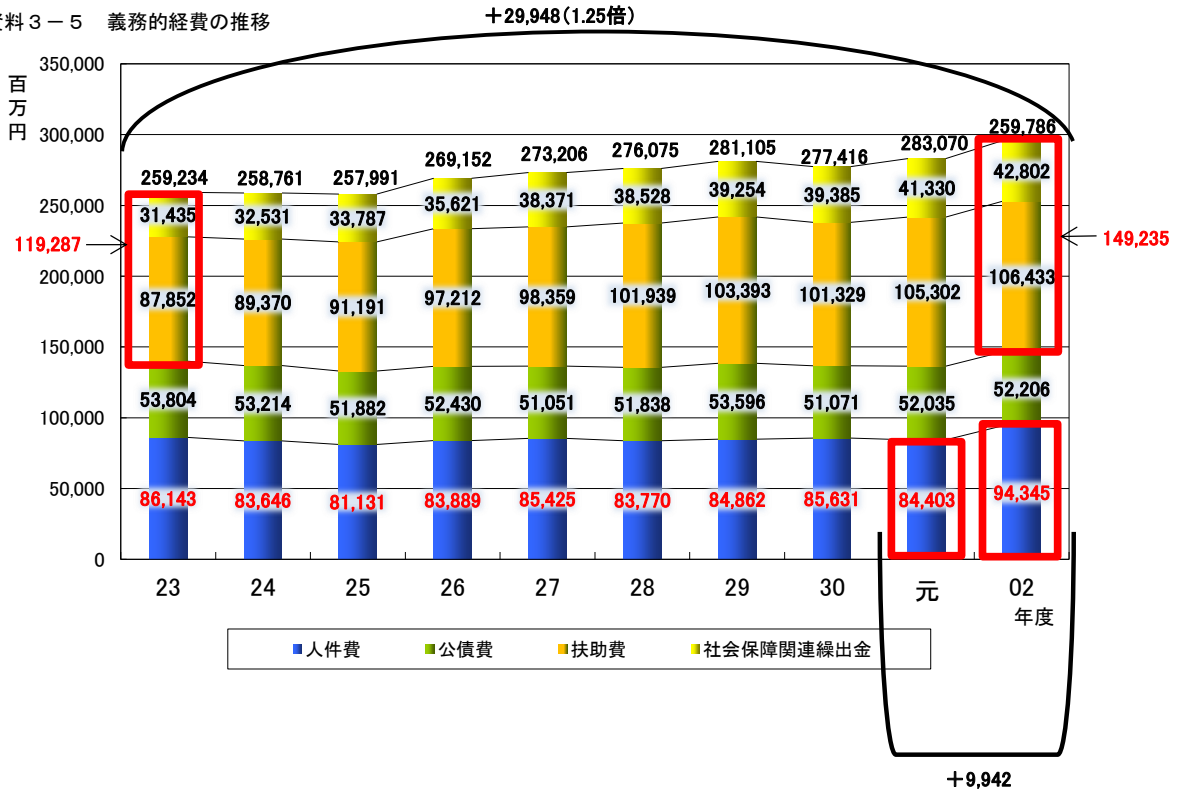
資料3-4 一部事務組合負担金の推移について



- 義務的経費は扶助費及び社会保障関連繰出金の増加が著しくなっています。
(平成23年度 → 令和2年度 1.25倍)

扶助費は、子ども手当（現児童手当）創設により大幅増となった平成22年度以降、大きく上昇を続けています。また、会計年度任用職員制度の施行により、従来は物件費（賃金）に計上されていた額が人件費に区分されたことにより、前年度と比較し、人件費が増加しています。

資料3-5 義務的経費の推移

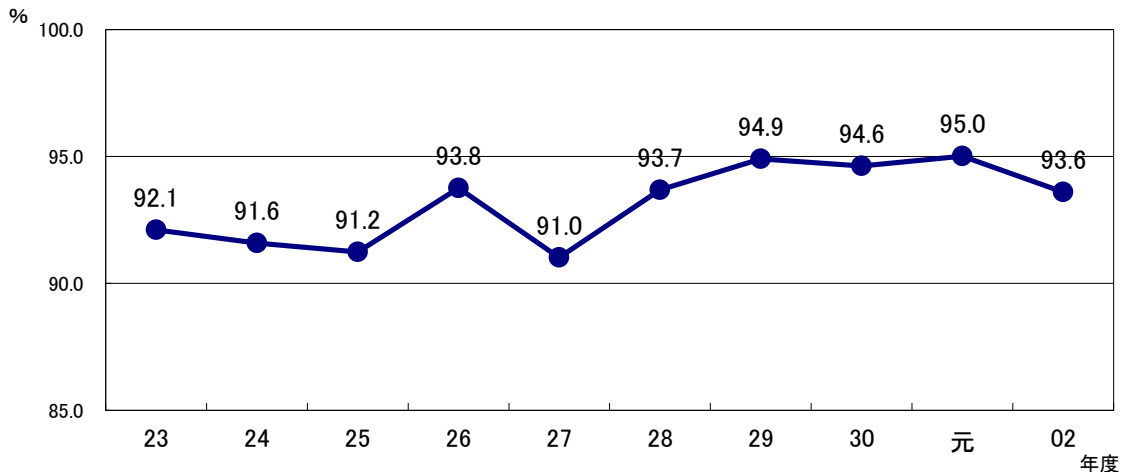


(5) 財政構造の弾力性

- 財政の弾力性を表す「経常収支比率」は、令和2年度は、歳入面の地方消費税交付金や、地方交付税の増等により、前年度と比較し、改善しました。

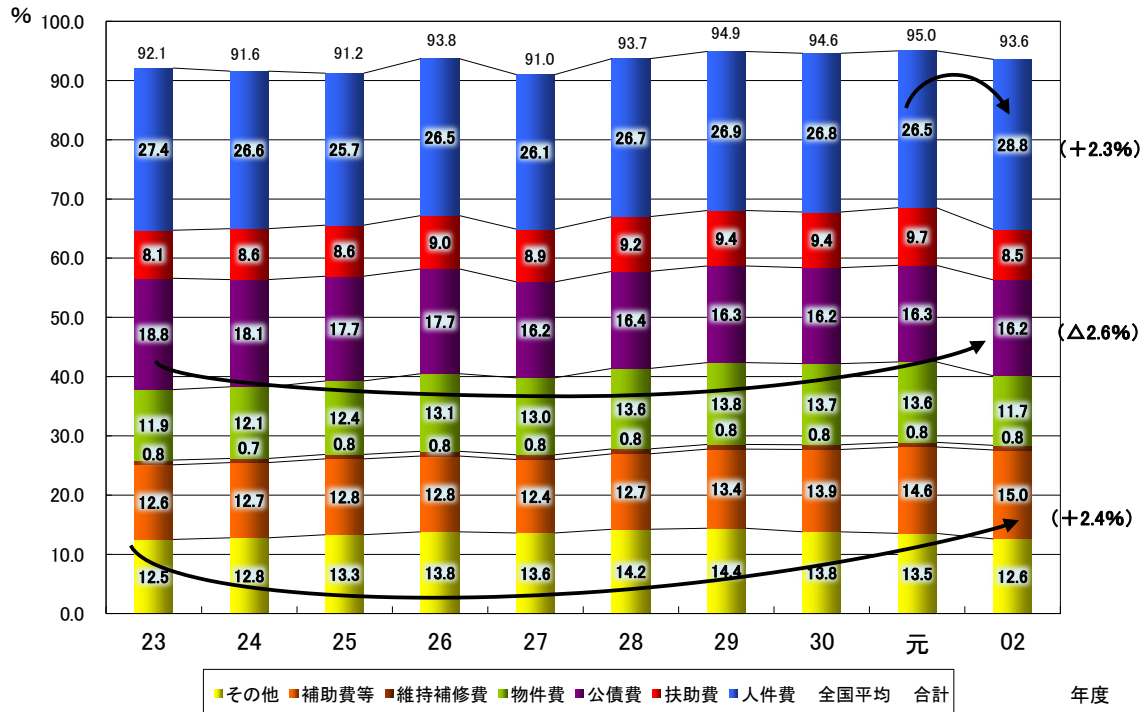
近年の比率の改善は地方消費税交付金・地方交付税の増額など経常一般財源（比率算出における分母）が拡大したという要素が大きく、経常的支出に充てる一般財源の額（分子）はむしろ増加し続けていることに注意が必要です。

資料4-1 経常収支比率の推移

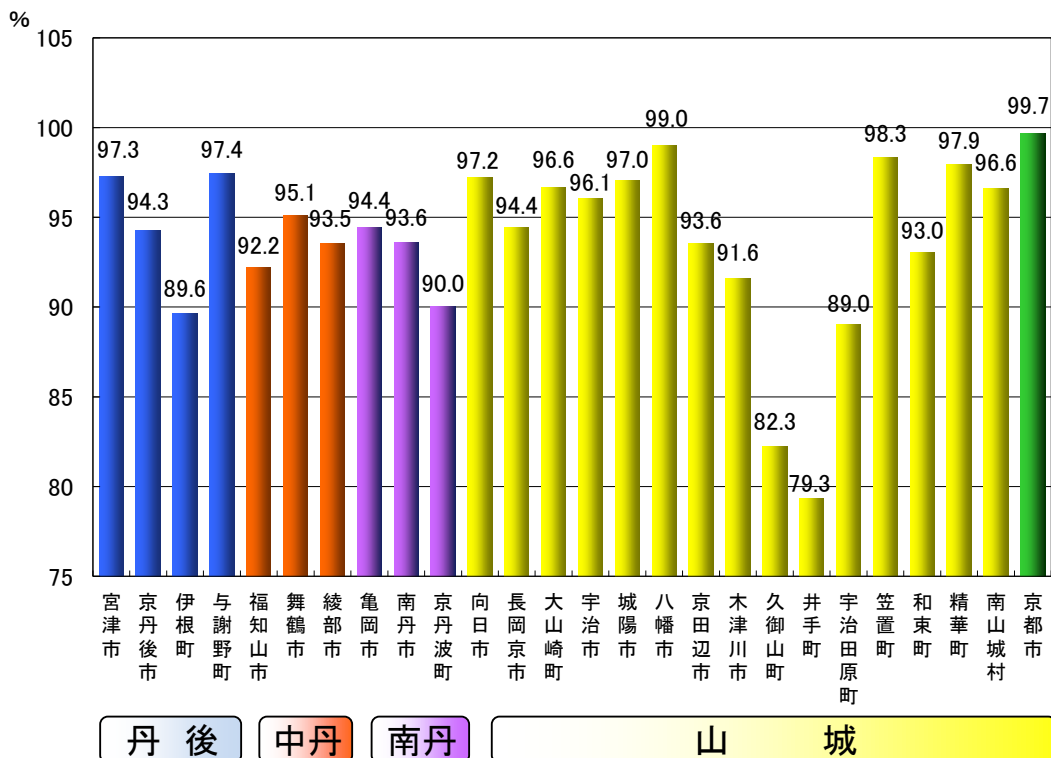


- 経常収支比率の構成割合を見ると、公債費の寄与率が減少する一方で、補助費等の寄与率は着実に増加しています（公債費：平成23年度18.8% → 令和2年度16.2%、補助費等：平成23年度12.6% → 令和2年度15.0%）。
また、会計年度任用職員制度の施行により、従来は物件費（賃金）に計上されていた額が人件費に区分されたことにより、前年度と比較し、人件費の割合が増えています。

資料4-2 経常収支比率の構成割合



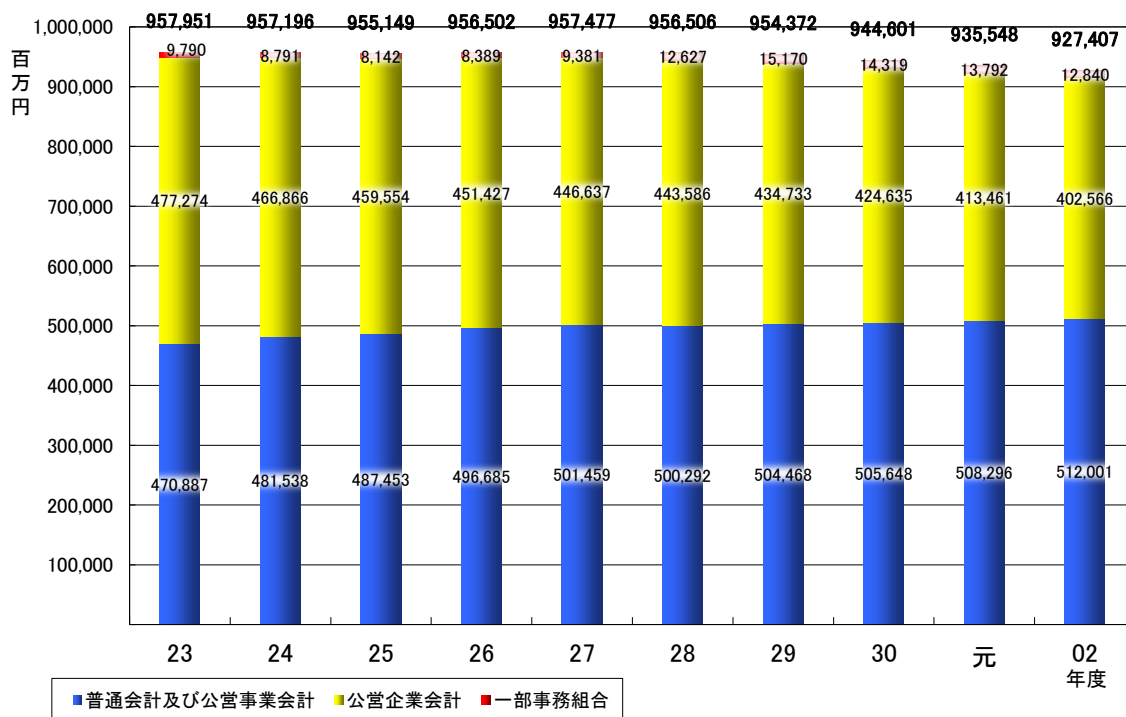
資料4-3 市町村別経常収支比率



(6) 地方債現在高及び基金残高（ストック）

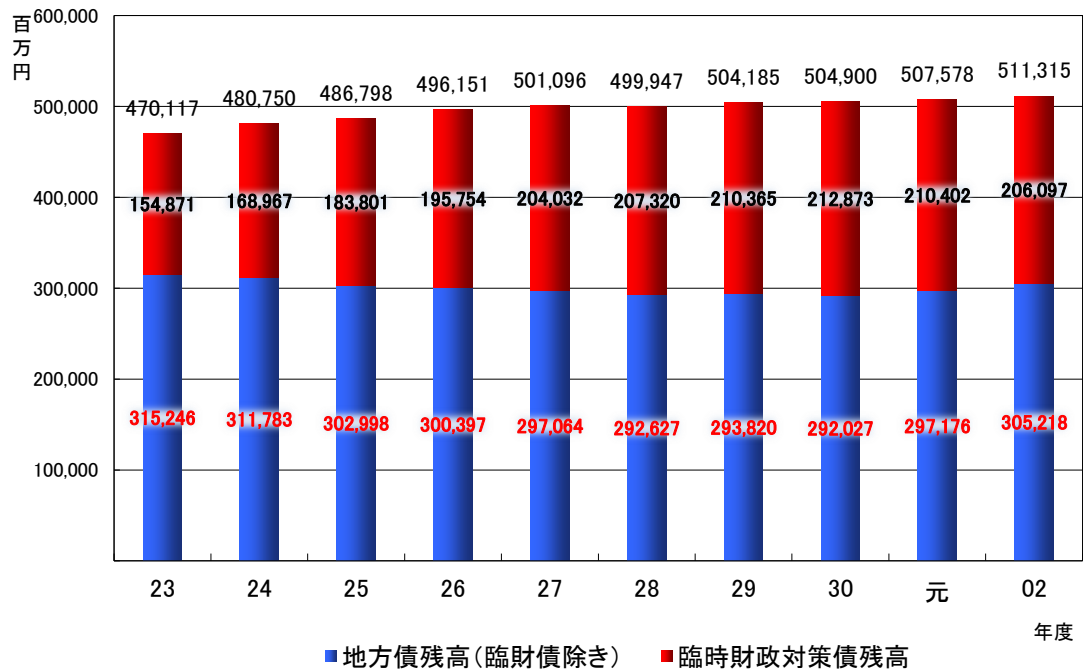
- 府内市町村の地方債残高（普通会計、公営事業、公営企業、一部事務組合）の計は、府内総生産（京都市除く約4兆円）の約1/4に、また、令和2年度歳出額（6,364億円）の約1.5倍に相当します。
- 地方債残高は、普通会計では大型公共工事に伴う建設地方債の増加等により、ほぼ横ばいで推移していますが、近年は、公営企業債の水道及び下水道事業等の元利償還が進んだことにより、全体として減少傾向となっています。
- なお、人口1人当たりの地方債残高が多くても、「実質公債費比率」や「将来負担比率」が低くなっている場合があります。これは、比率の算定に当たって、臨時財政対策債や過疎対策事業債等の交付税算入のある地方債や、充当可能な基金等が控除されることが一因となっています。
- 過去の公共投資が地方債残高に反映する結果となっていますが、地方債の償還が終わった施設については、施設更新の検討が必要になる場合があります。公共投資を抑制する一方で、こうした施設の更新に対応していくことが課題になってきています。

資料5-1 地方債残高の推移（公営事業、公営企業、一部事務組合を含めた全会計）

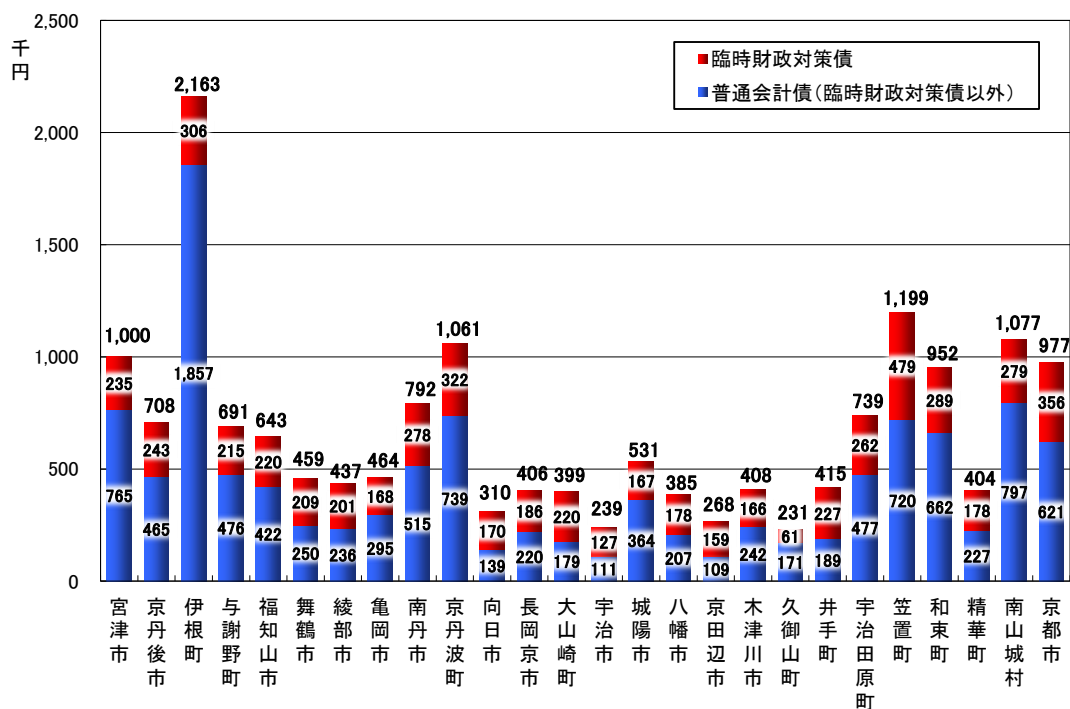


- 臨時財政対策債残高は、令和2年度地方財政計画において折半対象財源不足がなく、新発の臨時財政対策債の発行がなかったため減少したものの、大型公共工事に伴う建設地方債の増加により、普通会計の地方債現在高全体としては増加しました。

資料5-2 地方債残高の推移（普通会計）



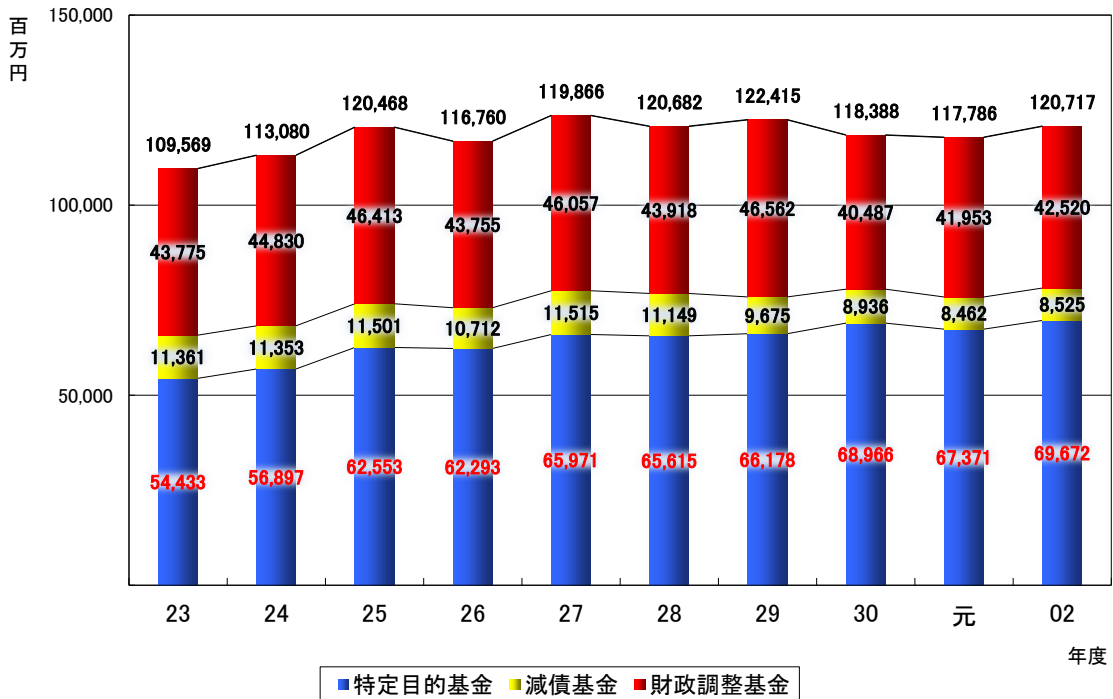
資料5-3 人口1人当たり地方債残高（普通会計（一部事務組合分を除く））



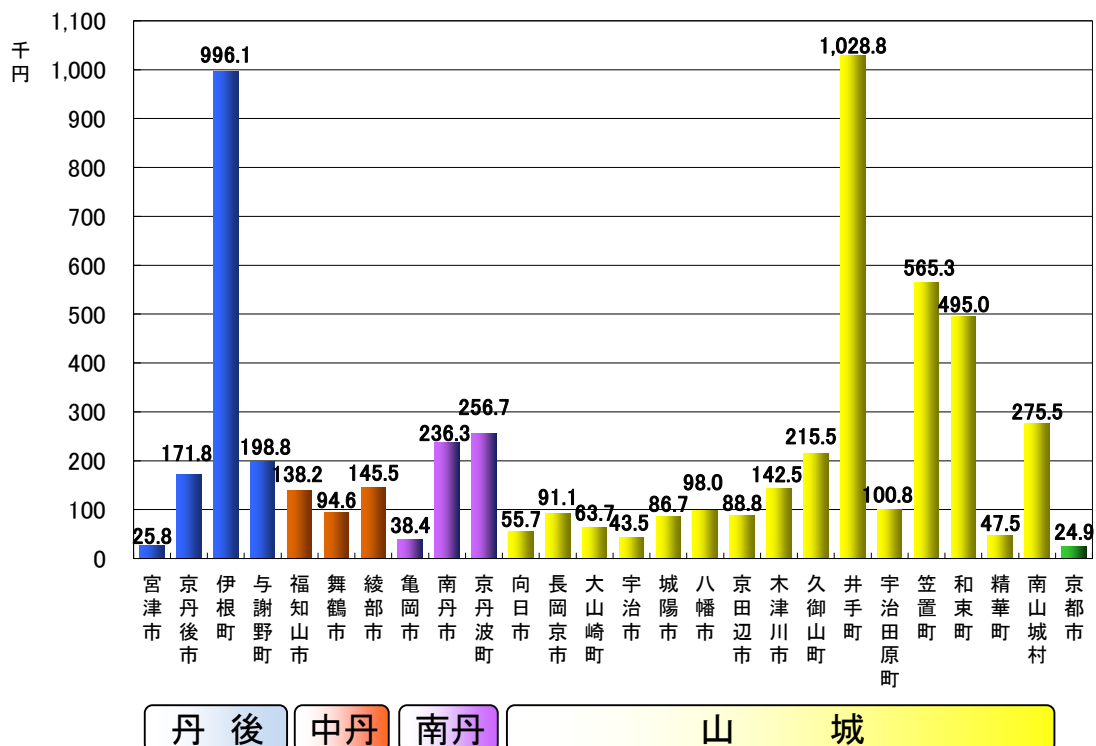
○ 基金については、リーマンショックを契機として、経済危機や人口減少など不測の事態や、公共施設の老朽化対策に備えて、各団体において積立しているところ です。

令和2年度は、大きな災害がなかったこと等による取崩しの減により、財政調整基金は昨年度に引き続き増加し、また、ふるさと納税の増加に伴う基金への積立てや、今後の公共施設の整備・改修に備えた積立てが増えた結果、特定目的基金も増加し、基金全体でも増加となりました。

資料5-4 基金残高の推移



資料5-5 人口1人当たり基金残高



1-2 健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率

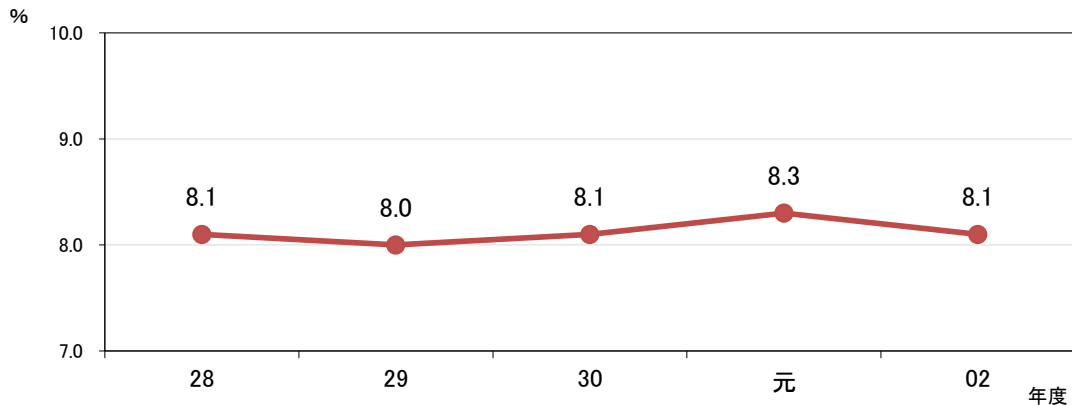
○ 平成20年4月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき令和2年度決算で算出された健全化判断比率のうち、府内市町村で「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」で早期健全化基準以上の団体はありませんでした。

(2) 実質公債費比率

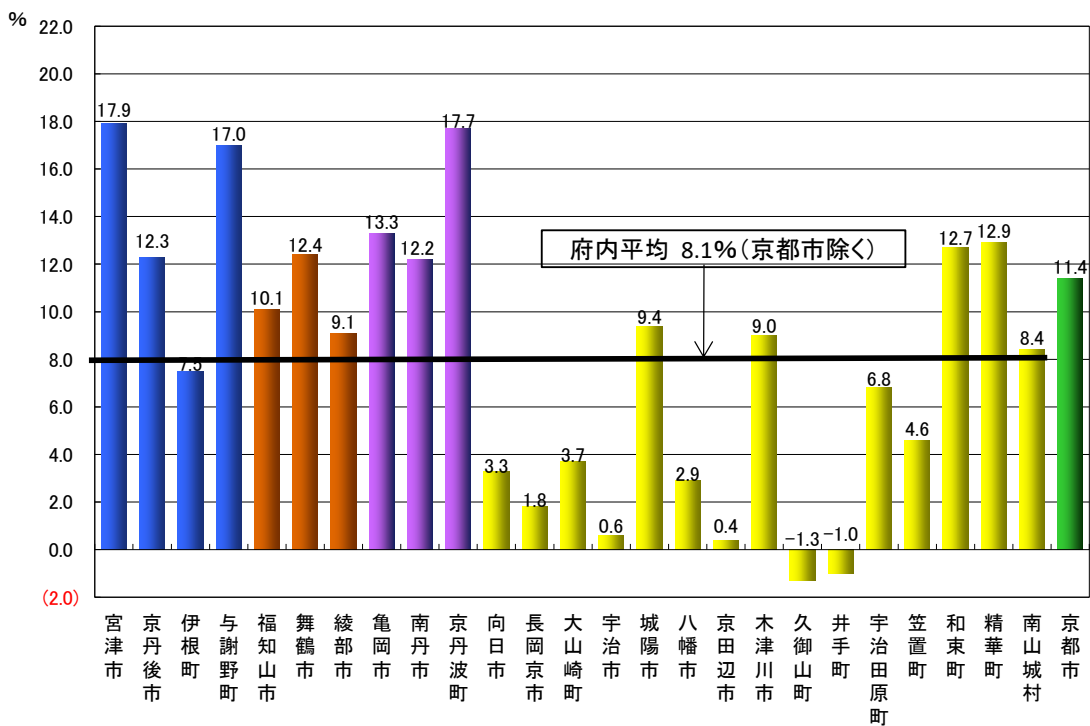
○ 一部事務組合や公営企業の償還等も含めた地方債の返還額及びこれに準ずる額の規模を指標化し、借金返済の重さを表す「実質公債費比率」についても、早期健全化基準（25.0%）以上の団体はありませんでした。

また、宮津市は平成28年度以降継続して実質公債費率が18.0%以上となり、地方債の発行に知事の許可を要する「許可団体」となっていましたが、令和2年度決算で18.0%を下回ったことから、「許可団体」から脱却しました。

資料6-1 実質公債費比率の推移



資料6-2 市町村別実質公債費比率



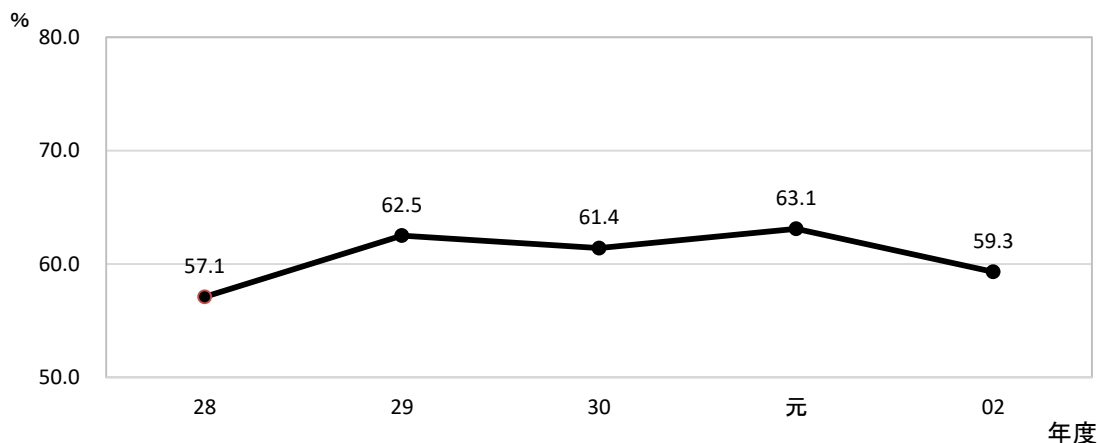
(2.0)

丹後 中丹 南丹 山城

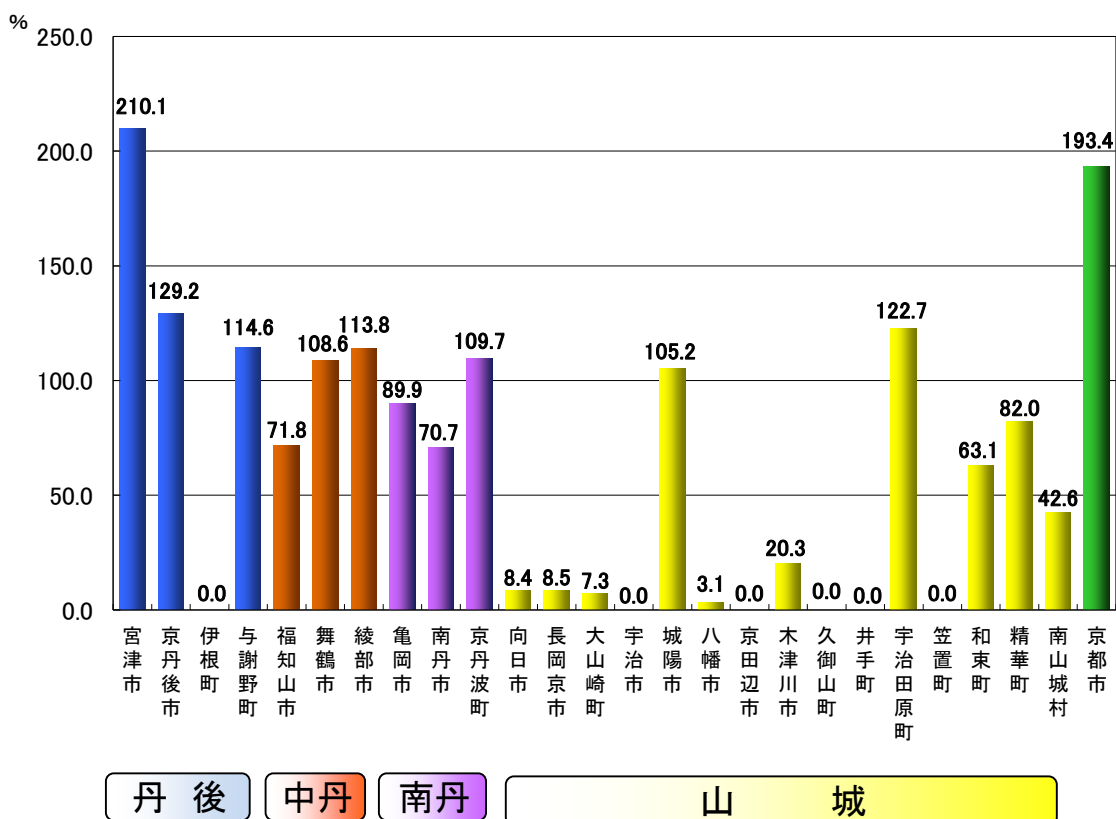
(3) 将来負担比率

- 一部事務組合や公営企業も含めた地方債の残高や、将来支払っていく可能性のある負担等の額を指標化し、将来の財政圧迫の程度を示す「将来負担比率」についても、早期健全化基準（350.0%、政令指定都市は400.0%）以上の団体はありませんでした。

資料6-3 将来負担比率の推移



資料6-4 市町村別将来負担比率



【参考】全国の早期健全化基準以上の団体

- 実質赤字比率及び連結実質赤字比率: 該当なし
- 実質公債費比率: 1団体 (北海道)夕張市
- 将来負担比率: 該当なし

1-3 地方公営企業及び第三セクターの状況

(1) 地方公営企業の経営状況

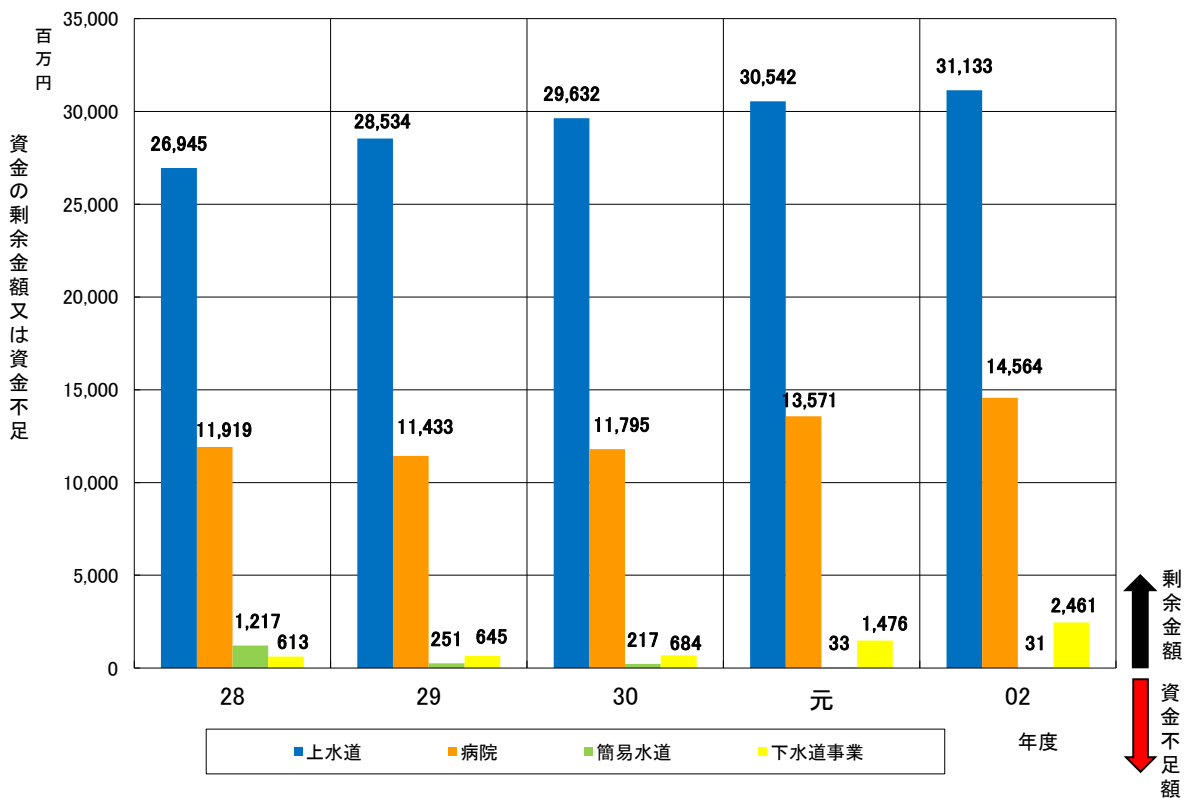
○ 本来独立採算で行うべき地方公営企業は、各事業の特性によって経営状況に違いがみられます。

特に下水道、簡易水道については基準外繰入によって収支均衡・資金不足解消を図る傾向が強く、経営改革が必要となっています。

令和2年度決算においては、簡水統合により事業数が減少した簡易水道事業を除き、経営状況が改善しています。

新型コロナウイルスの影響については、水道事業、下水道事業では家庭での水需要の増により料金収入が増加しました。病院事業では受診控え等による医業収入の減があったものの、関連補助金等により全体としては経営状況が改善しています。

資料7-1 公営企業の経営状況（資金不足の状況（解消可能資金不足額控除前））



※流動資産（繰越支出への財源充当額を除く）が流動負債（建設改良費等に充当する企業債、長期借入等を除く）を上回る場合は剰余金額、下回る場合は資金不足額（公営企業決算統計上の不良債務）となります。

資料7-2 地方公共団体財政健全化法に基づく資金不足比率の状況（%）

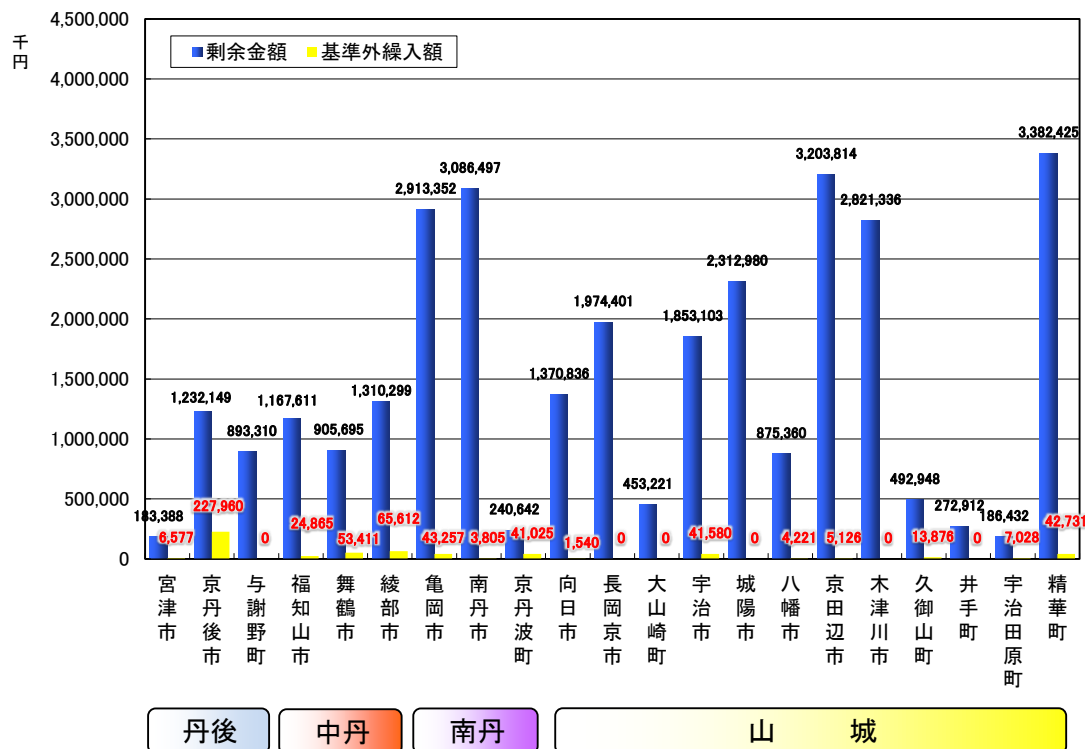
	28	29	30	元	02
宮津市	-	-	-	0.0(下水道)	-
京丹後市	-	-	4.7(病院)	6.9(病院)	8.6(病院)

※財政健全化法における資金不足比率の算定にあたっては、解消可能額等を控除するため、資金不足額が指標に直接反映しません。

○ 上水道事業は、普通会計からの基準外繰入を行わなくても剰余金が生じている事業が多く、比較的健全な経営状況にあります。

しかしながら、人口減少や節水型社会への移行により、今後厳しい経営が予想されることから注意が必要です。

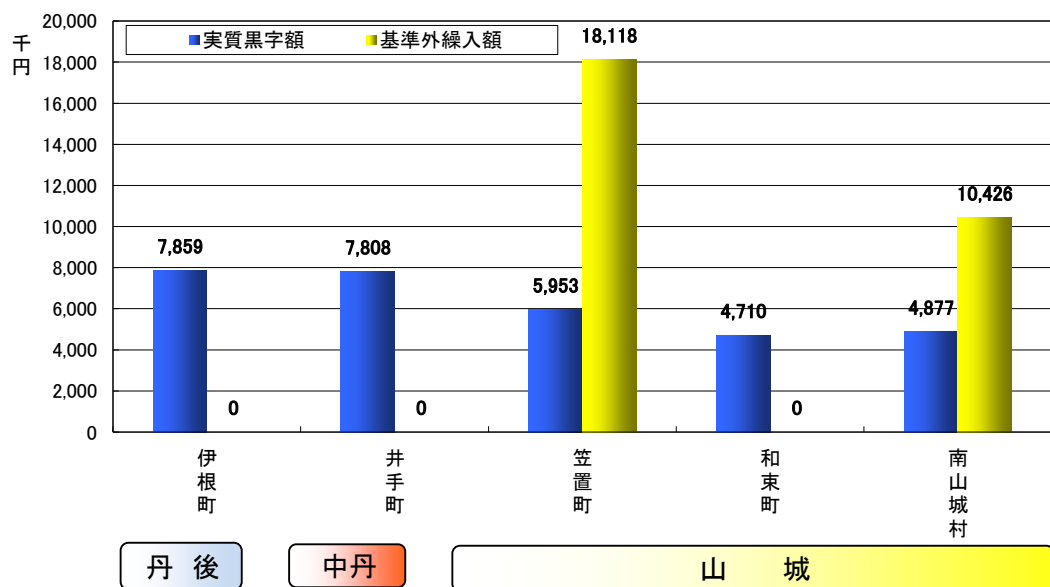
資料 7-3 上水道事業の経営状況



※剰余金額は流動資産（繰越支出への財源充当額を除く）と流動負債（建設改良費等に充当する企業債、長期借入等を除く）の差額です。流動負債が上回る場合は公営企業決算統計上の不良債務となります。

○ 簡易水道事業は、普通会計からの基準外繰入を行って、実質収支を黒字化又は収支均衡を図っている事業が一定数あり、厳しい経営状況となっています。

資料 7-4 簡易水道事業の経営状況

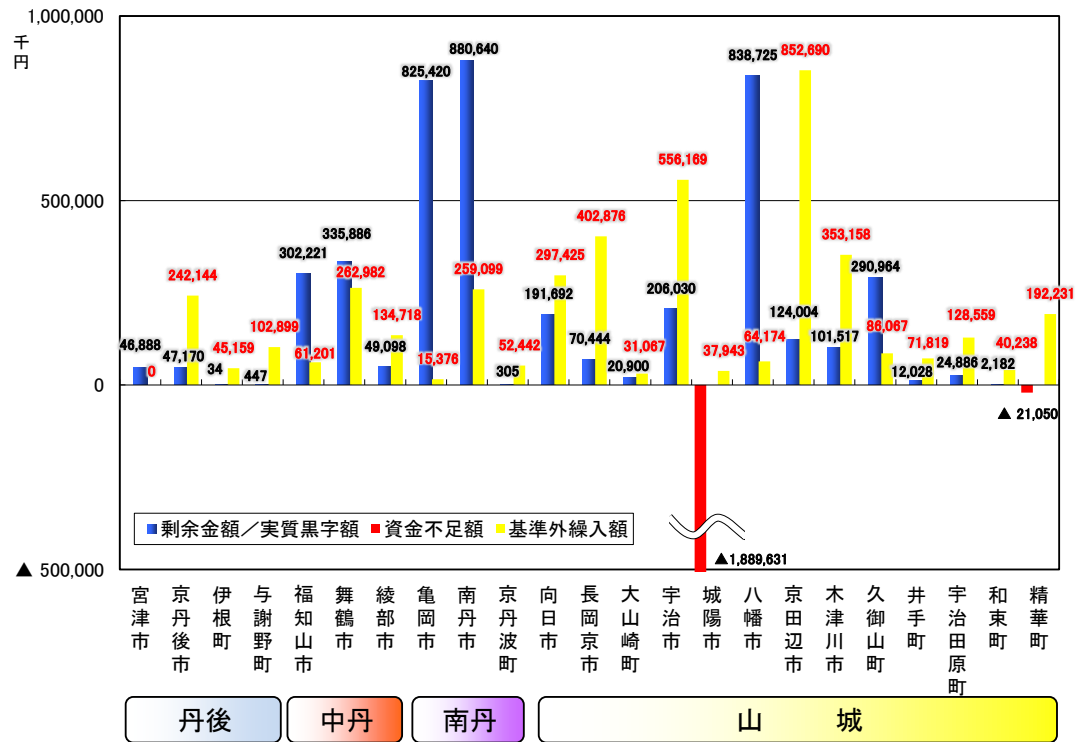


※実質黒字額は「形式収支」から「翌年度に繰越すべき財源」を控除したものです。

※上水道事業への統合により、綾部市の簡易水道は令和元年度末をもって廃止。

○ 下水道事業は、大半が普通会計等からの基準外繰入がなければ資金不足が生ずる状況となっており、抜本的な経営改善が求められます。

資料 7-5 下水道事業の経営状況（解消可能資金不足額控除前）

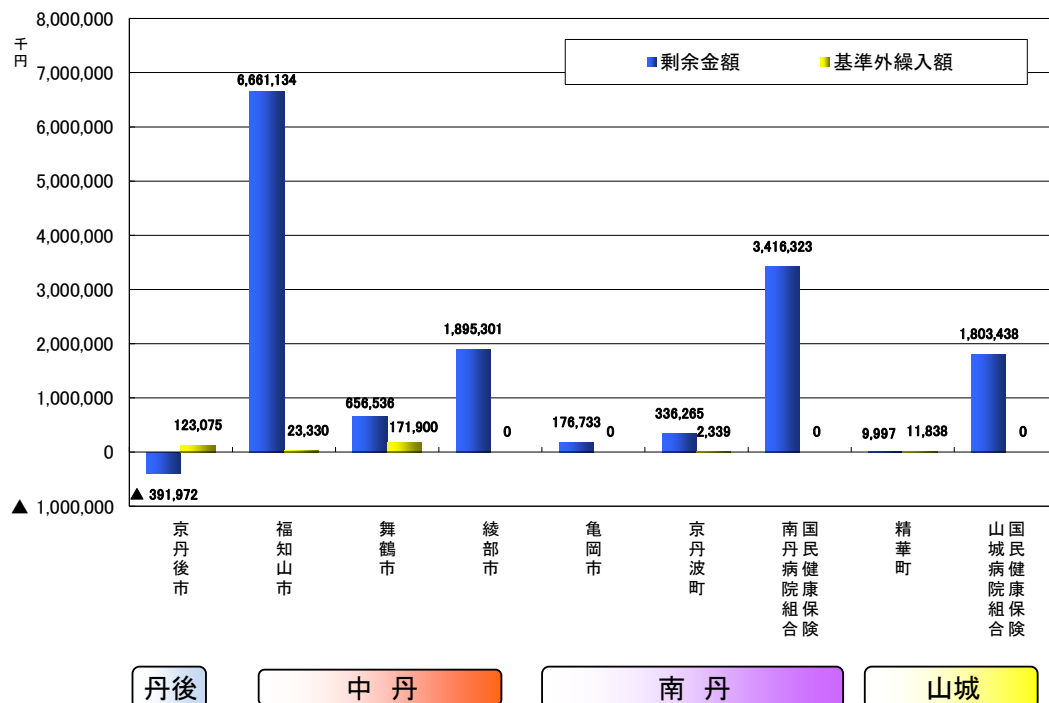


※公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の合計

※統計上、基準外繰入には他会計繰入金のほか、他会計出資金、他会計補助金、他会計借入金が含まれます。

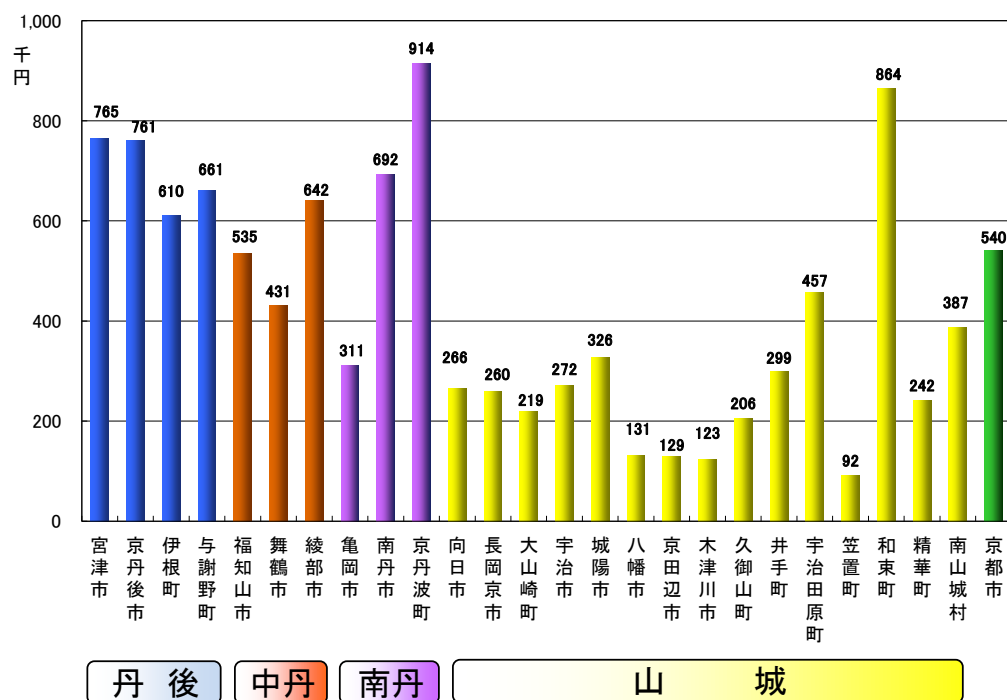
○ 病院事業は、基準外繰入を行っている病院があるものの、公立病院改革プランに基づく経営改善への取組などにより、特に高度急性期を担う病院ほど資金繰りは安定している状況にあります。

資料 7-6 病院事業の経営状況



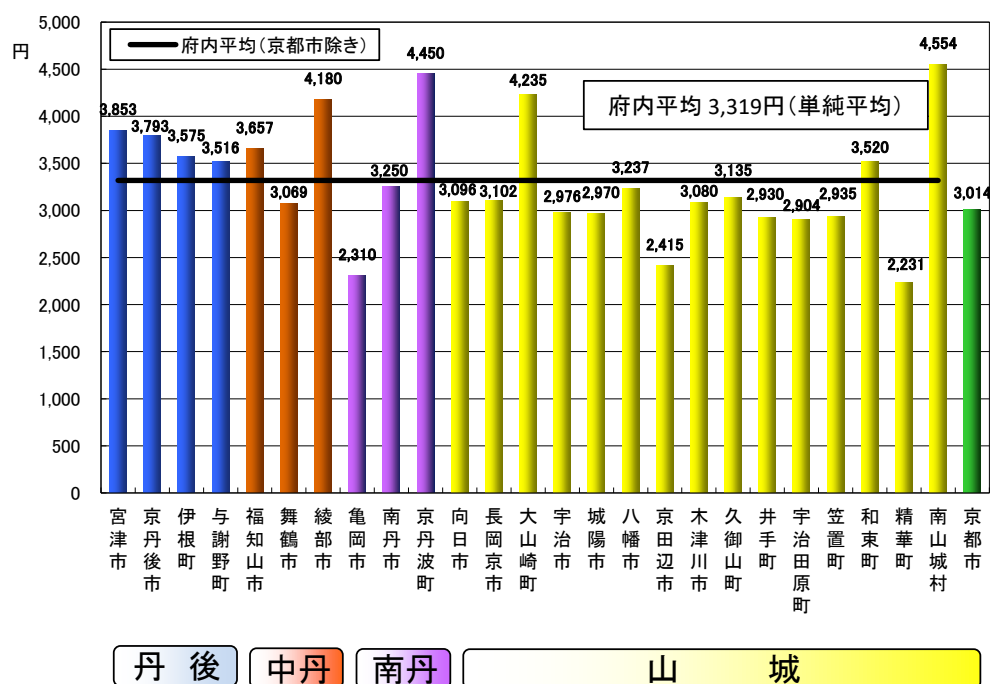
- 建設投資が多額である下水道事業の企業債残高が多い団体において、1人当たりの残高も多い状況にあります。流域下水道に接続している地域や府営水道の供給を受けている地域においては、人口1人当たりの企業債残高は抑制される傾向にあります。

資料7-7 人口1人当たり企業債残高（全公営企業会計／一部事務組合分を除く）



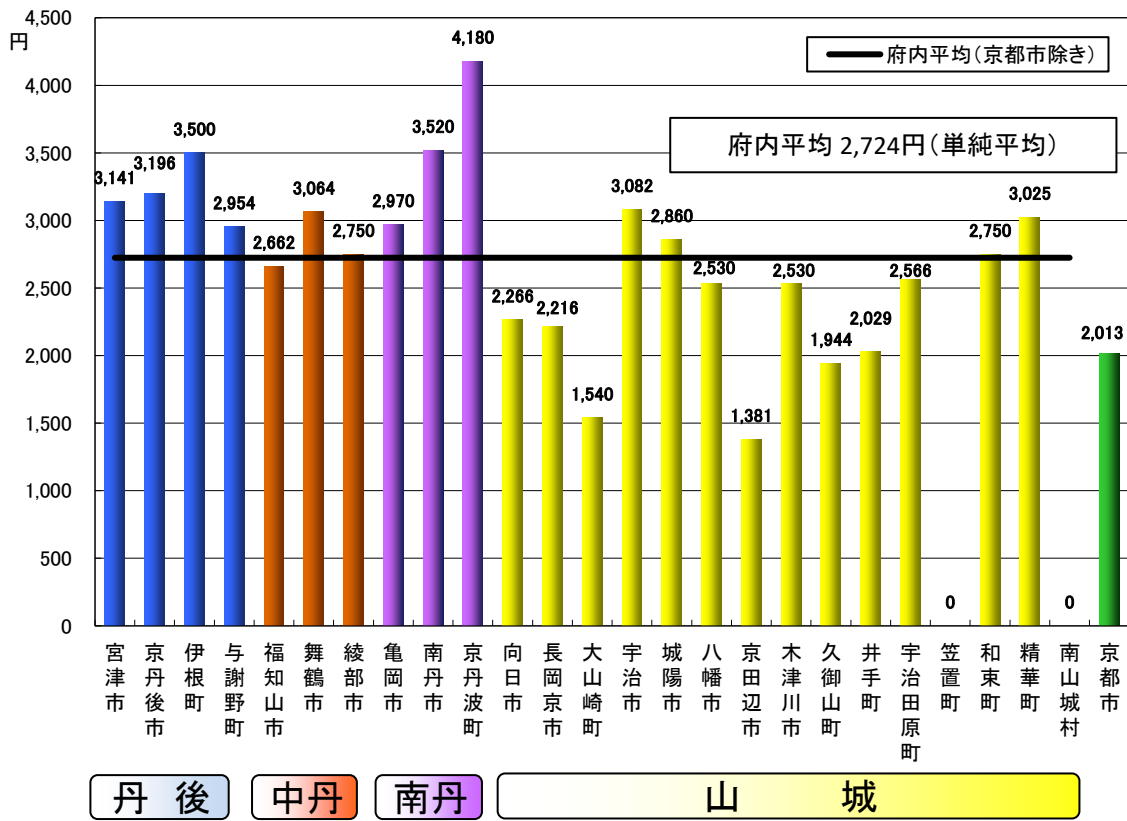
- 公営企業の料金は、各市町村の地域的特性や経営状況等に応じて設定されています。料金収入により経営する独立採算制を原則とする公営企業において、一般会計繰入金に過度に依存した経営を行っている場合は、適正な料金設定への見直し等が求められます。

資料7-8 水道料金（20立方m/月使用した場合の料金）

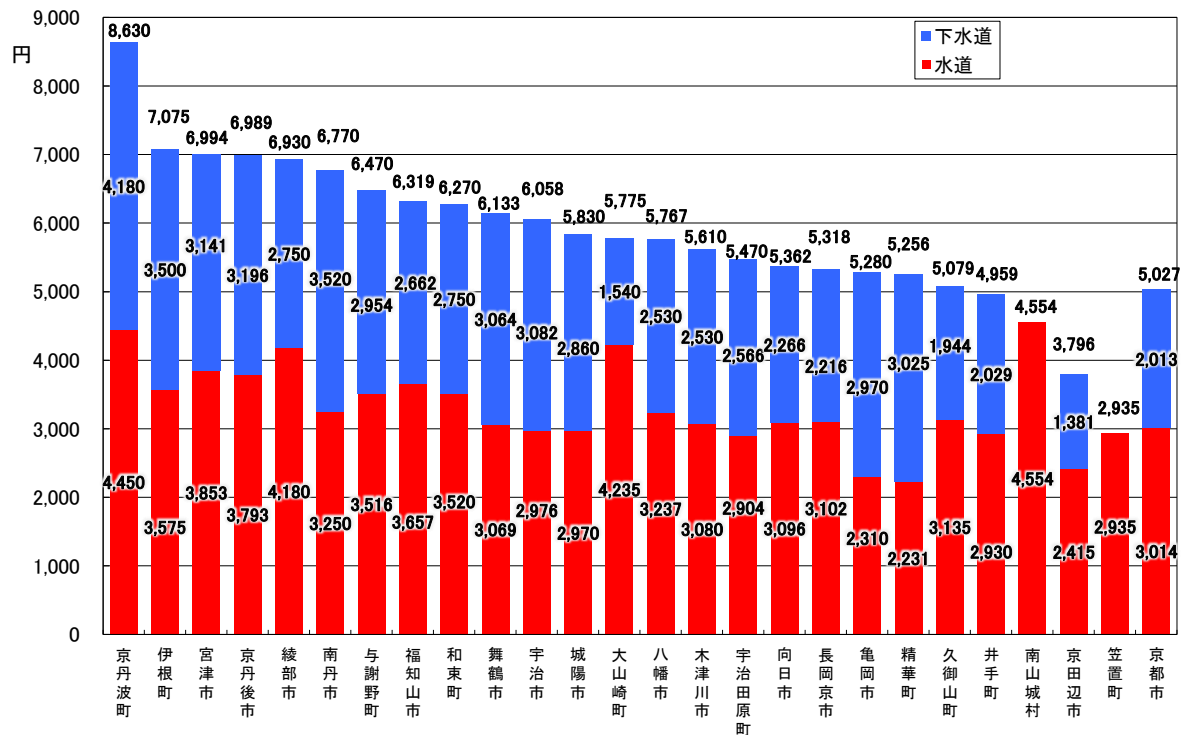


※笠置町、和束町、京丹波町、南山城村、伊根町は13mm口径、その他は20mm口径の料金です。

資料 7-9 下水道料金 (20立方m/月使用した場合の料金)



資料 7-10 水道・下水道料金合計 (20立方m/月使用した場合の料金)



※ 水道料金は、上水道事業を実施している市町村は上水道料金を、それ以外は簡易水道料金を算出。

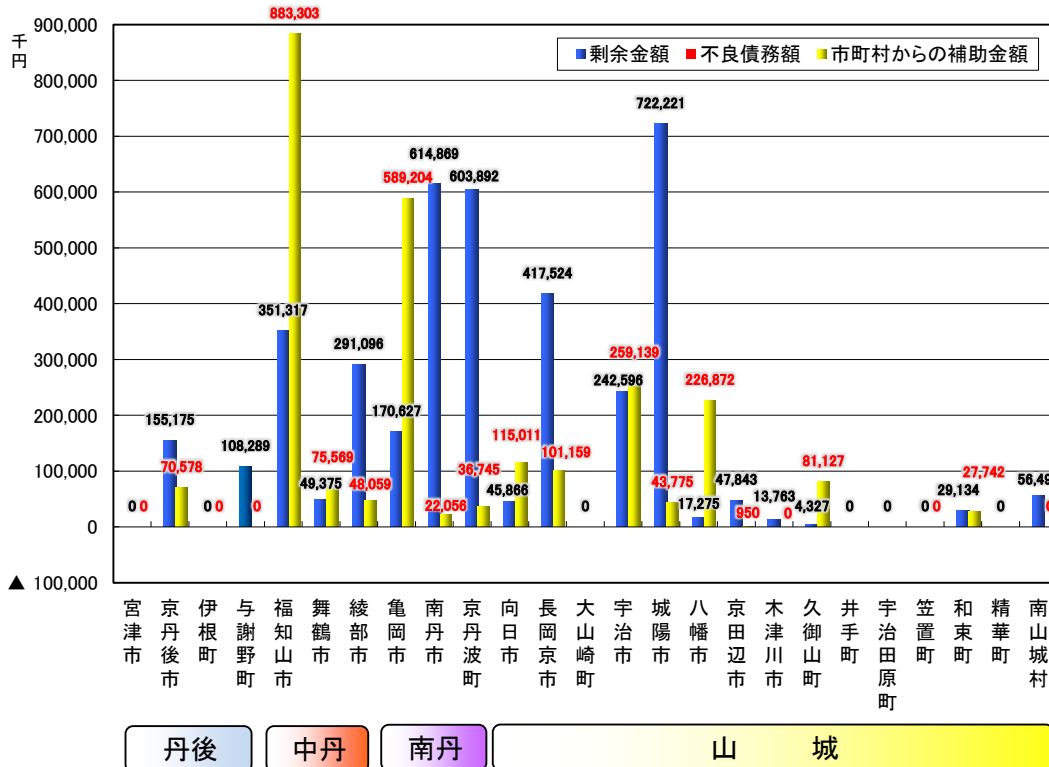
下水道料金は、和束町及び京丹波町については特定環境保全公共下水道、伊根町については漁業集落排水、ほかは公共下水道で算出しています。

なお、笠置町、南山城村は公営企業として下水道事業を実施していないため、水道料金のみ金額です。

(2) 第三セクターの経営状況

○ 第三セクターは事業によって経営状況に違いがみられ、不良債務が生じたり多額の補助で収支均衡を図ったりするなど、経営改革が必要となっている法人もあります。

資料 8-1 第三セクターの経営状況



※資料：令和3年度第三セクター等の状況に関する調査（調査時点：令和3年3月31日）
 ※報告地方公共団体の単位で集計
 ※土地開発公社及び指定管理者収入代行方式の病院事業は除きます。

○ 第三セクターのうち土地開発公社については、多額の長期保有土地を抱えている法人もあり、解散も視野に入れた早期の見直しが必要となっています。

資料 8-2 土地開発公社の経営状況

(単位：百万円)						
公社名	出資(設立)団体	債務保証等簿価総額	うち5年以上保有	うち5年未満保有	5年以上保有額／標準財政規模	
舞鶴市土地開発公社	舞鶴市	0	0	0	0.0%	
宇治市土地開発公社	宇治市	875	795	80	2.2%	
亀岡市土地開発公社	亀岡市	0	0	0	0.0%	
乙訓土地開発公社	向日市、長岡京市、大山崎町	666	0	666	0.0%	
城南土地開発公社	城陽市、八幡市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、南山城村	196	46	150	0.1%	
丹後地区土地開発公社	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	194	194	0	0.6%	
学研都市京都土地開発公社	京田辺市、木津川市、精華町	409	35	374	0.1%	
合計		2,340	1,070	1,270	0.5%	

※資料：令和2年度土地開発公社事業実績調査